

---

# 江東区の現況と課題

新たな江東区基本構想及び長期基本計画策定のための基礎資料

---

平成 20 年 3 月





## はじめに

本区では、平成11年3月に21世紀初頭を目標に総合的・長期的視点に立って、現江東区基本構想を策定しました。本区の将来像を『伝統と未来が息づく水彩都市・江東』と定め、この将来像を実現するための具体的な指針として「江東区長期基本計画」を、その実施計画として「江東区総合実施計画」を策定し、基本構想とあわせて3層の計画体系により施策展開を図るとともに、長期基本計画に組み込む形で行政評価システムを構築し、常に施策・サブ施策・事務事業の各レベルで毎年評価を行い、より効果的・効率的な行財政運営を展開してきました。平成16年度には、マンション建設急増に伴う人口増加・学校や保育園の収容対策等の新たな課題が発生し、国の三位一体改革や指定管理者制度の導入など地方分権推進の流れにより行財政の様々な分野で改革・変化が生じたため、現行長期基本計画の改定を行いました。

しかし、豊洲地区を中心とした臨海地域の急激な発展や豊洲新市場移転計画など現基本構想が想定していない社会経済状況が生じています。このような状況を踏まえ、未来に向かって発展を続ける江東区のまちづくりを的確に進めるため、江東区の平成30年代初頭の将来像を示す新たな基本構想及び長期基本計画を策定することとしました。

この「江東区の現況と課題」は、新たな基本構想及び長期基本計画を策定するための基礎資料として作成したものです。平成30年代初頭の江東区の将来像を考える過程でご活用いただければ幸いです。

平成20年3月

江東区政策経営部企画課

# 目 次

## 本資料の構成

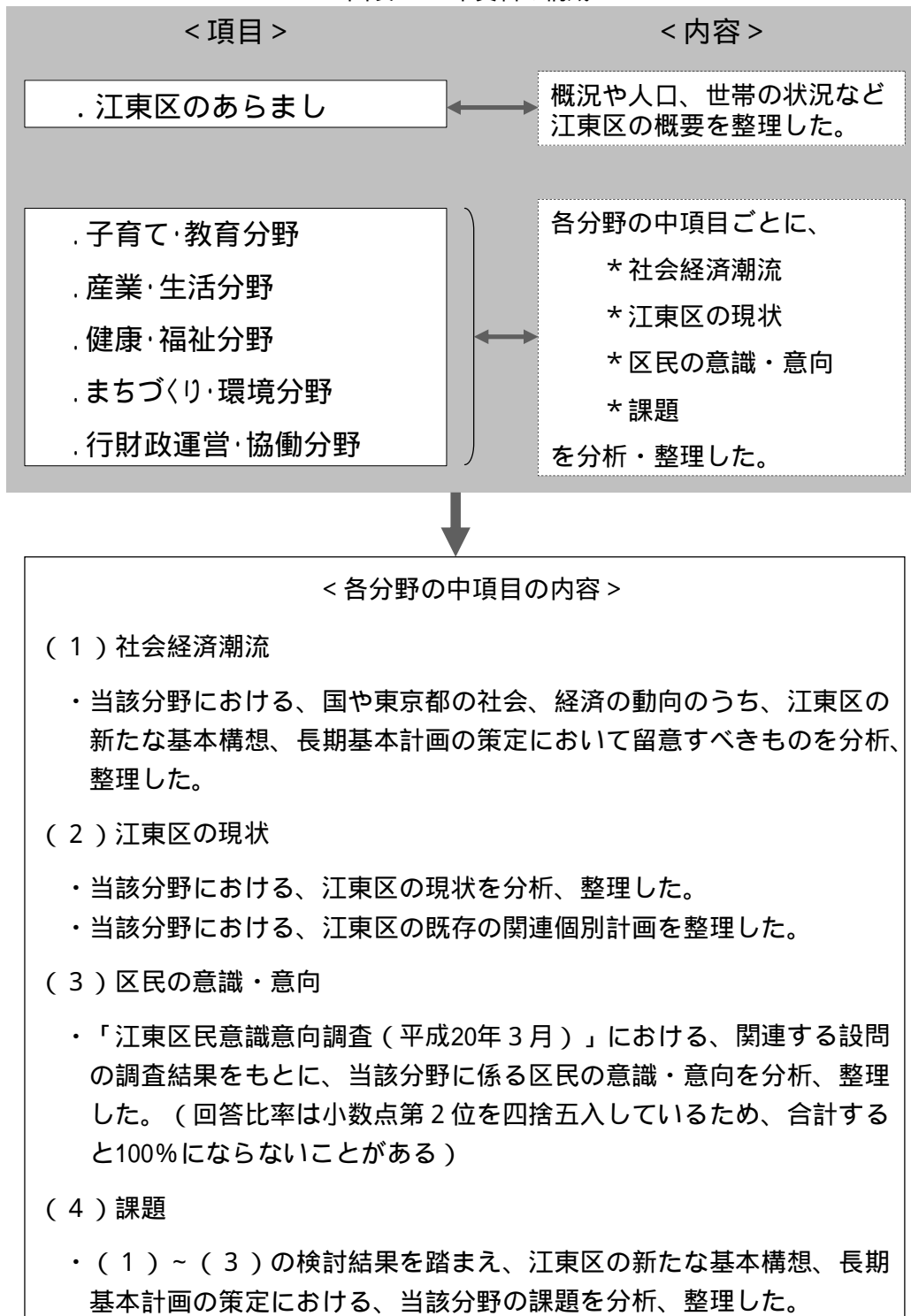
I. 江東区のあらまし .....	2
1. 概況と沿革 .....	2
2. 人口と世帯 .....	5
II. 子育て・教育分野 .....	14
1. 子育て支援、児童福祉 .....	14
2. 教育 .....	34
III. 産業・生活分野 .....	56
1. 産業振興 .....	56
2. 地域コミュニティ .....	86
3. 男女共同参画 .....	97
4. 生涯学習・文化 .....	102
IV. 健康・福祉分野 .....	114
1. 健康 .....	114
2. 高齢者福祉 .....	129
3. 障害者福祉 .....	152
4. 生活の安定 .....	164

V. まちづくり・環境分野	174
1. 道路・交通	174
2. 市街地整備	183
3. 防災	198
4. 住宅・住環境	208
5. 環境	218
6. みどりと水辺	231
VI. 行財政運営・協働分野	242
1. 財政	242
2. 地方自治制度改革	252
3. 区民協働	258
参考資料（江東未来会議提言書概要）	269

## 本資料の構成

本資料は以下の内容により構成されている。

図表0-1 本資料の構成



## ・江東区のあらまし

# 1. 概況と沿革

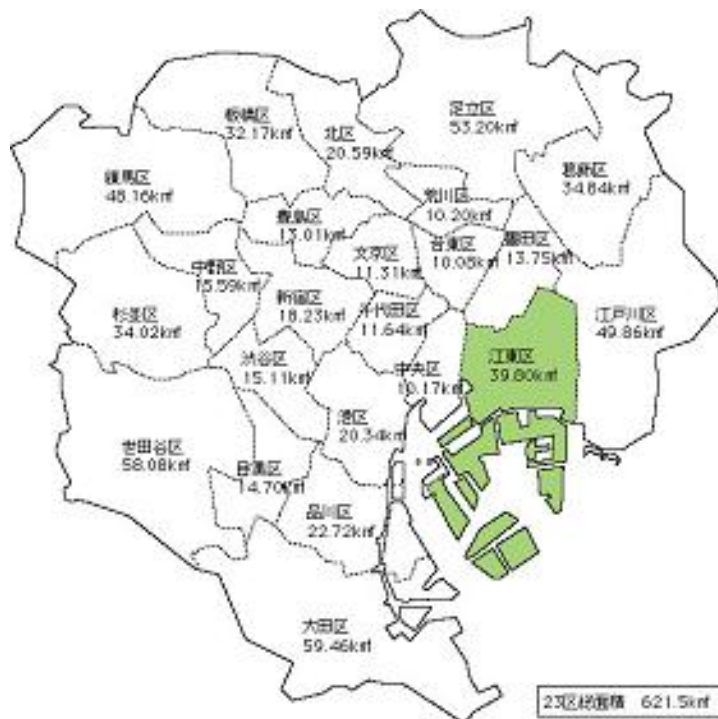
## I. 江東区のあらまし

### 1. 概況と沿革

#### (1) 概況

江東区は 23 区の東部に位置し、北は墨田区、東は荒川を介して江戸川区、南は東京湾、西は隅田川をはさんで中央区に面しており、隣接地域で港区、品川区と境を接している。

図表I-1 23区の位置と面積



資料) 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成 19 年 4 月 1 日)より

図表I-2 江東区の面積の推移

年度	面積(km <sup>2</sup> )	年度	面積(km <sup>2</sup> )	年度	面積(km <sup>2</sup> )
明治15年	11.40	51年	31.69	平成元年	37.47
24年	14.18	54年	33.07	2年	37.56
大正2年	15.14	55年	34.38	3年	39.02
12年	18.42	56年	34.83	4年	39.10
昭和15年	20.35	57年	35.04	9年	39.20
23年	22.54	58年	36.79	10年	39.24
25年	25.69	59年	36.89	11年	39.44
40年	27.29	61年	37.13	16年	39.48
45年	28.88	62年	37.25	18年	39.49
50年	31.58	63年	37.38	19年	39.80



## 1. 概況と沿革

### (2) 沿革

江東区の埋立は江戸時代初期から始まる。それまでは東京湾に注ぐ河川のデルタ地帯の一部で、小島が点在するだけであった。

埋立ては、慶長期（1596～1615年）に深川八郎右衛門が森下周辺の新田開発を行い、深川村を創立。万治2年（1659年）に砂村新左衛門一族が宝六島周辺の新田開発を行い、砂村新田となった。

明暦3年（1657年）の大火後、幕府は火事に強いまちづくりを計画し、密集市街地の再開発、拡張につとめ、まず永代島に木場を創設、元禄14年（1701年）に現在の木場に移転させた。さらに、埋立開発の進んだ深川地区には、武家屋敷や社寺を移し、正徳期（1711年～1715年）には市街地に編入された。

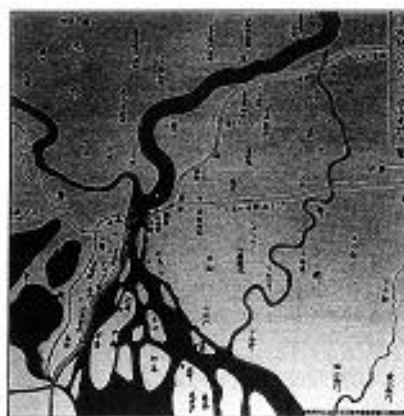
深川地区は、縦横に走る河川を利用して木材・倉庫業・米・油問屋の町として、また、社寺の祭礼、開帳などの年中行事や江戸市民の遊興地として賑わい発展し、江戸文化の華をさかせた。

一方、城東地区は江戸近郊の農地として西瓜、かぼちゃ、なす、ねぎなどの野菜類の江戸市民の供給地として、また江戸近郊の行楽地として知られていた。

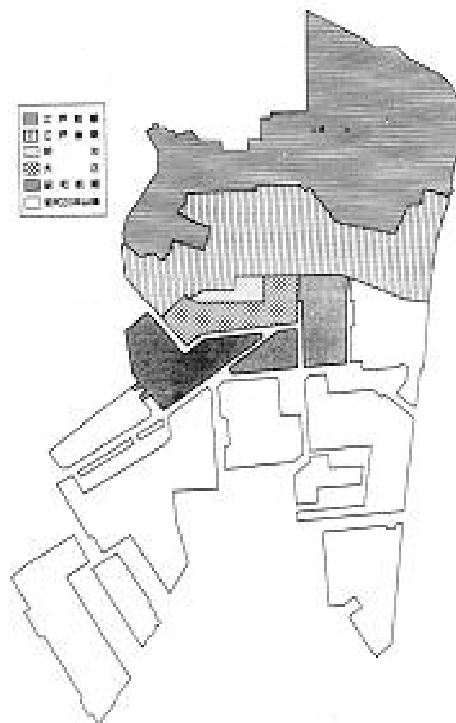
明治時代は、広い土地と水運を利用して東京の工業地帯になった。明治11年、東京府の15区として深川区が発足、明治22年にはこの15区が東京市となった。

昭和7年、南葛飾郡の城東地区が城東区になり、東京市は35区となった。18年に都制がしかれ、22年35区が統合された。この時、深川・城東が合併して江東区が生まれた。同年地方自治制度の施行により現在の23区制になった。

図表I-3 室町時代における江東方面推定図



図表I-4 江戸から現在までの開発沿革



# 1. 概況と沿革

図表I-5 江東区のできごと

年号	江東区のできごと	年号	江東区のできごと
昭和22	深川区・城東区が合併して江東区誕生。都は22区制。第1回区長選挙、区議会議員選挙、江東区政ニュース(現在の江東区報)創刊。	平成5	シンボルマーク制定。第1回夢の島マリンフェスティバル開催。江東ケーブルテレビ開局。「テレトピア構想」指定都市になる。
昭和23	深川・城東保健所設置。	平成6	ティアラこうとう(江東公会堂)・テンポラリー工場センターオープン。「江東の学舎」の歴史を伝える所蔵品展、開催。スリーアップスローガン「水彩都市・江東」決定。越中島プール新装オープン。
昭和24	キティ台風。区内の罹災者15万4134人。	平成7	東京都現代美術館オープン。高齢者総合福祉センターオープン。東京大空襲・学童集団疎開50周年記念行事開催。「夢の島競技場」オープン。「リサイクルパーク」オープン。東京都知事来庁し、「新海面処分場問題」について、多年にわたる迷惑を詫言し協力を要請。ゆりかもめ(有明～新橋)開通。高齢者訪問食事サービス開始。
昭和26	江東区の紋章を制定。	平成8	防災用品・袋全戸配布。8年度当初予算12年ぶり減額予算。辰巳桜橋開通(東雲1丁目～辰巳1丁目)。臨海副都心線開通(新木場～東京テレポート)。乳幼児医療費助成を就学前までに引上げ。有明スポーツセンターオープン。第1回行政改善懇談会開催。第47回全国植樹祭天皇皇后両陛下をお迎えし開催(辰巳の森海浜公園・中央防波堤内側埋立地)。亀戸高齢者住宅サービスセンターオープン。24時間在宅ケアサービスモデル事業開始。荒川河口橋開通。区内最古の木造茅葺き住宅「旧大石家住宅」完成。スポーツ情報システム「江東区スポーツネット」稼働。江東区行政手続条例制定。江東区立学校適正配置等審議会設置。東砂スポーツセンターオープン。
昭和27	教育委員会が設置。「木場の角乗」が都無形民俗文化財に指定。	平成9	行政改革大綱策定。江東区制50周年。東砂福祉プラザ・東雲図書館・古石場文化センター・古石場図書館オープン。財政健全化計画策定。
昭和31	「深川の力持」が都無形民俗文化財に指定。	平成10	しおかぜ橋開通。江東区都市計画マスタープラン策定。「江東区個人情報保護条例」制定。区の面積39.24km <sup>2</sup> となる。「派遣一時保育」を開始。第1回深川ソーレ大会開催。新江東清掃工場が本格稼働。江東区水上バス14年間の運行終了。環境基本条例、都市景観条例を制定。
昭和32	トローリーバス(亀戸4丁目～池袋)開通。夢の島ごみ埋立てを開始。「江東区史」を発行。	平成11	「江東区基本構想」策定。パレットタウンオープン。乳幼児専門保育園スタート。第20回七都府県市合同防災訓練が実施され、小淵総理大臣と石原都知事が状況視察。エコリサイクルハウスオープン。「奥の細道」江東サミット開催。「田河水泡」のらくる館、オープン。
昭和35	小・中学校の夏季施設、新舞子学園設置。	平成12	都区制度改革により江東区が基礎的な自治体へ。介護保険制度始まる。江東区交通安全宣言。江東区ホームページスタート。三宅島から島民避難開始。江東区財政白書策定。大江戸線が全線開業し、「門前仲町」・「清澄白河」・「森下」の3駅が開業。
昭和37	東京都の常住人口1000万人を超える。区議会ニュース(現在の区議会だより)創刊。	平成13	ファミリーサポート事業開始。江東区長期基本計画を策定。「区民のちがい」江東区民憲章制定。江東区一般廃棄物処理基本計画を策定。「江東区生活安全条例」施行。国際研究交流大学村オープン。「江東区マンション建設急増対策本部」を設置。新しい情報公開制度スタート。区内初の認証保育所東大島駅前保育園オープン。墨東病院内に24時間体制の総合救急診療科「東京ER・墨東」を新設。
昭和38	三好町でガス爆発事故。辰巳水門・砂町水門完成する。新葛西橋開通。	平成14	三宅村「ゆめ農園」開園。「教育改革江東・アクションプラン21」策定。「江東区男女共同参画プラン21」策定。学校選択制度・完全学校週5日制スタート。初の公設民営保育園「潮見保育園」・「猿江保育園」オープン。「マンション急増対策」の基本方針を決定。受入困難地域を指定。「マンション等建設指導要綱」制定。東京都江東高齢者医療センターオープン。「第1回江東区女性会議」開催。住民基本台帳ネットワークシステム第一次稼働。江東区の人口が40万人を超える。明治小開校130年記念式典に皇太子殿下・同妃殿下ご臨席。深川北スポーツセンターオープン。りんかい線全線開通。
昭和39	有明の海岸から慶長小判が発見される。電子計算機導入。	平成15	「マンション急増対策」による受入困難地域の拡大。地下鉄半蔵門線清澄白河駅・住吉駅開業。中川船番所資料館オープン。二学期制モデル校4校でスタート。亀戸福祉園オープン。天皇・皇后両陛下がゆめ農園にご来訪。YMCAキャナルコート保育園。第二東雲学童クラブオープン。住民基本台帳ネットワークシステム本格稼働。豊洲駅周辺を「自転車放置禁止区域」に指定。東京商船大学が東京水産大学と統合し東京海洋大学に。辰巳の森海浜公園に天然芝のラグビー専用練習場オープン。清掃リサイクル条例改正。
昭和40	江東公会堂開設。夢の島のハエ騒動。	平成16	「マンション建設計画の調整に関する条例」を施行。若洲海浜公園に国内最大級の風車完成。清砂大橋開通。アウトソーシング基本方針策定。
昭和41	外郭堤防が完成。	平成17	洲崎球場跡を区文化財に登録。臨海副都心に癌研有明病院開業。長期基本計画後期5か年を改定。学校二学期制の一斉導入を決定。深川と臨海部を巡るシャトルバス運行事業開始。荒川ロックゲート開通。江東区コミュニティバス「しおかぜ」運行開始。
昭和42	地下鉄東西線(大手町～東陽町)開通。	平成18	江東区防災センターを開設。ゆりかもめ有明駅～豊洲駅間延伸。芝浦工業大学豊洲北小学校が開校。永代橋と清洲橋が国の重要文化財に指定。東京北砂リーグが全日本リトルリーグ野球選手権大会で優勝。国際大会でも準優勝。中学3年生までの医療費を無料化。「マンション建設計画の調整に関する条例」の失効に伴い、「マンション建設計画の事前届出等に関する条例」・「マンション等の建設に関する条例」を制定。
昭和43	8号埋立地(潮見)を編入。公団亀戸2丁目団地・都営辰巳団地入居開始。	平成19	小松橋出張所扇橋2丁目に新設移転。「江東区長期基本計画」策定。助役2人制とする。木場公園、荒川・砂町水辺公園オープン。区の面積39.10m <sup>2</sup> に変更。プッシュ米大統領夫人江戸資料館を訪問。
昭和44	地下鉄東西線(東陽町～西船橋)開通。公団大島4丁目団地入居開始。皇太子殿下(今上天皇)、区内の各団地を視察。江東区初の東砂福祉会館オープン。城東保育園でゼロ歳児保育始まる。		
昭和45	公団大島6丁目団地入居開始。越中島プールオープン。自動車図書館「しおかぜ号」開始。高橋で区内初の歩行者天国始まる。		
昭和46	14号地(夢の島・新木場など)編入始まる。江東区が都及び他区に対して「区内処理と迷惑の公平負担」の原則をかかげ、ごみ問題の抜本的改善を求める。保養所軽井沢荘オープン。		
昭和47	区内の都電姿を消す。杉並区のごみ搬入を実力阻止。(昭和48.5にも実力阻止)		
昭和48	江東区役所庁舎が東陽4丁目に移転。		
昭和50	公社南砂住宅入居開始。地方自治法の改正で区長公選制復活。保養所河津荘・スポーツ会館オープン。		
昭和52	区の木(加マリ)と区の花(サザカ)を制定。		
昭和53	区民農園オープン。有明地先13号地にて宇宙科学博覧会開幕。地下鉄新宿線(岩本町～東大島)開通。扇橋(こ)門完成。		
昭和54	初の「江東区基本構想」策定。総合区民センター完成。清澄庭園が都の文化財(名勝)に指定。		
昭和56	初の登録文化財48件を登録。芭蕉記念館オープン。第1回江東シーサイドマラソン実施。		
昭和57	母子像「希い」建立。中国帰国者日本語学級開設。児童会館・江東区文化センター・障害者福祉センターオープン。新東京百景に「清澄庭園」「亀戸天神」「清洲橋と新大橋」が選ばれる。13号埋立地帰属問題の調停が成立(編入は翌年1月)。		
昭和58	防災行政無線が完成。有明テニスの森公園・猿江恩賜公園全面オープン。第1回江東区民まつり開催。地下鉄新宿線(東大島～船堀)開通。		
昭和59	江東区「みどりの日」(6月5日)を制定。江東運転免許試験場オープン。		
昭和60	江東区総合実施計画策定。教育センター・東陽図書館開館。水上バス運行開始。		
昭和61	深川江戸資料館・ガスの科学館開館。伊豆大島三原山噴火で大島町民をスポーツ会館に受け入れる。		
昭和62	地方自治法施行40周年記念地方法自治功労者(団体部門)で江東区表彰される。健康センター。特別養護老人ホーム「江東ホーム」オープン。		
昭和63	地下鉄有楽町線(新富町～新木場)開通。JR京葉線(新木場～西船橋)開通。深川スポーツセンターオープン。江東八景決まる。都立夢の島熱帯植物館開館。		
平成元	情報公開条例制定。カナダサレー市と姉妹都市提携。芭蕉奥の細道旅立300年記念イベント開催。第1回こどもまつり開催。		
平成2	「江東区基本構想」策定。JR京葉線(新木場～東京)開通。新東京郵便局・東京小包郵便局開局。亀戸スポーツセンターオープン。ゴルフ場「若洲ゴルフリンクス」がオープン。		
平成3	「江東の昭和史」発行。第1回江東区まちなみ景観賞発表。鈴木都知事来庁し、区長・区議会とごみ問題会議行。スリーアップKOTO21推進事業始まる。女性センター・消費者センターオープン。図書館オンラインシステム稼働。		
平成4	小松橋出張所扇橋2丁目に新設移転。「江東区長期基本計画」策定。助役2人制とする。木場公園、荒川・砂町水辺公園オープン。区の面積39.10m <sup>2</sup> に変更。プッシュ米大統領夫人江戸資料館を訪問。		

## 2. 人口と世帯

### 2. 人口と世帯

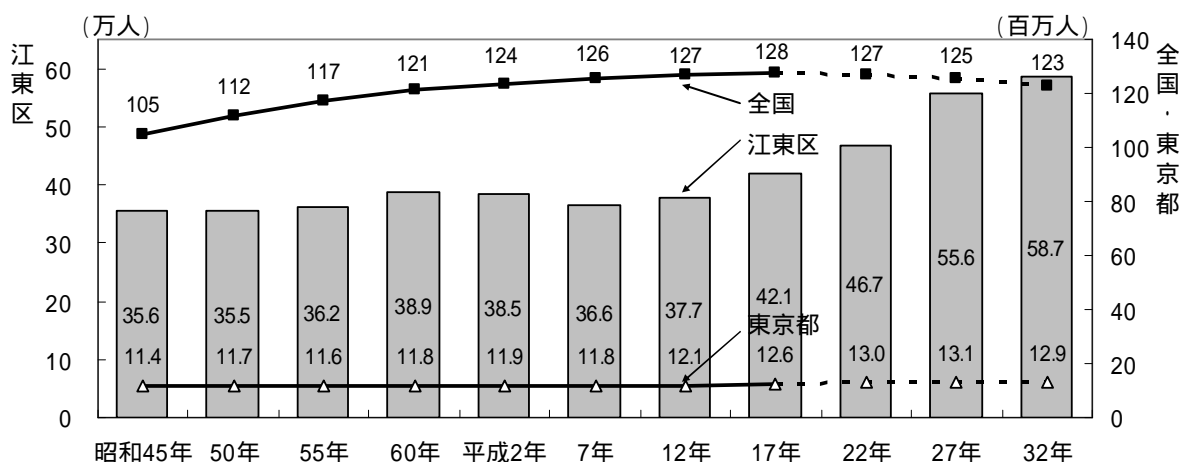
#### (1) 人口

##### 人口構造

わが国では、平成 17 年に初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転じた。平成 17 年の出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.25 といずれも過去最低であり、少子化傾向が続くと、総人口は 21 世紀半ばに 1 億人を下回ると見込まれる。また、東京都においては、平成 27 年をピークに減少に転じる見込みである。

江東区の総人口は平成 2 年に減少に転じたが、平成 12 年には再び増加に転じ、平成 17 年時点で 420,845 人と 23 区中 9 番目であり、平成 32 年の総人口は 58.7 万人に達する見通しである。

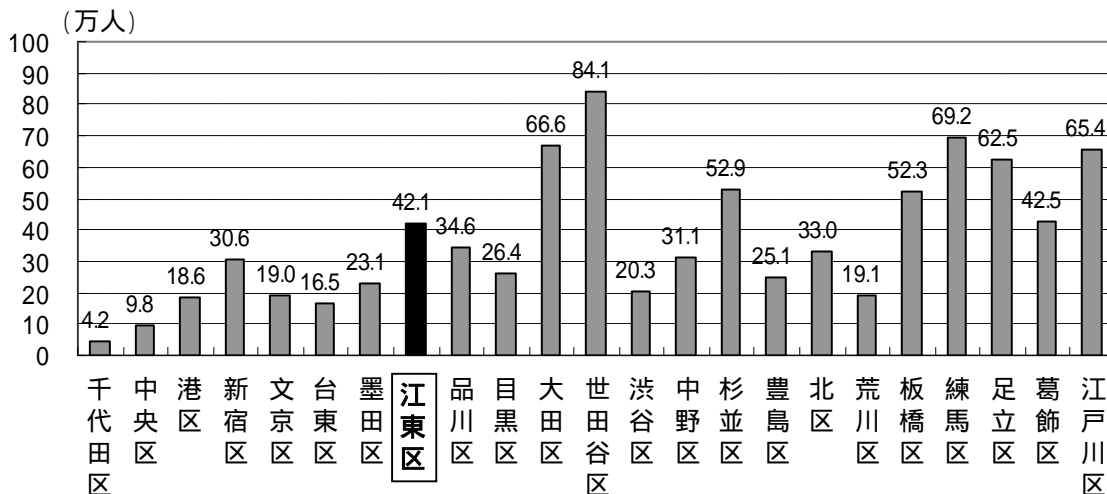
図表I-6 全国・東京都・江東区の人口の推移と見通し（昭和45年～平成32年）



注釈) 平成 17 年までが実績値、平成 22 年～平成 32 年までは推計値である。

資料) 総務省「国勢調査報告」(昭和 45～平成 17 年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成 19 年 5 月推計)」(平成 19 年)、東京都総務局「東京都区市町村別人口の予測」(平成 19 年 3 月)及び江東区将来人口推計より

図表I-7 23区別人口(平成17年)



資料) 総務省「国勢調査報告」(平成 17 年)より

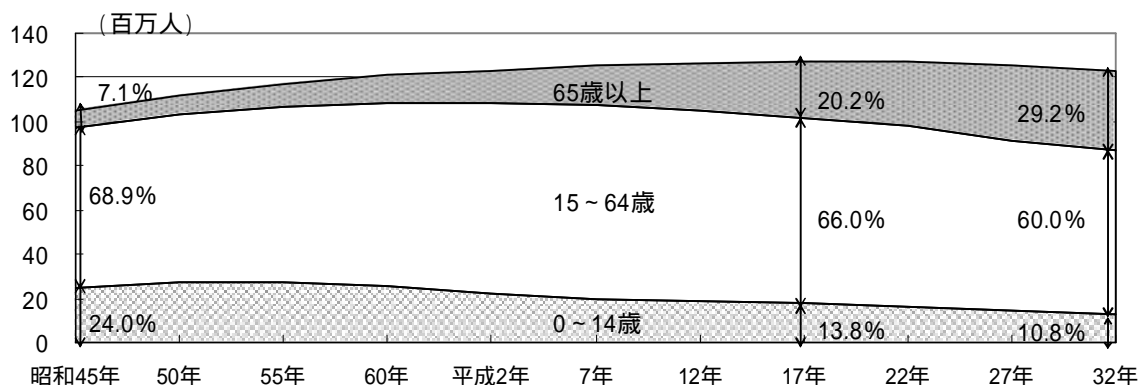
## 2. 人口と世帯

### 年齢別人口構成

わが国では少子高齢化が進展し、平成 32 年には年少人口が 1 割程度に減少し、老年人口は 3 割に迫る見通しである。

平成 17 年現在、江東区の年少人口比率は 11.4%、生産年齢人口比率は 71.3%、老年人口比率は 17.3%、全国と比べて生産年齢人口の多い大都市型の人口構成となっているが、平成 32 年には年少人口比率は 13.3%、生産年齢人口比率は 66.4%、老年人口比率は 20.3%と高齢化が進むものの年少人口は増加する見通しである。

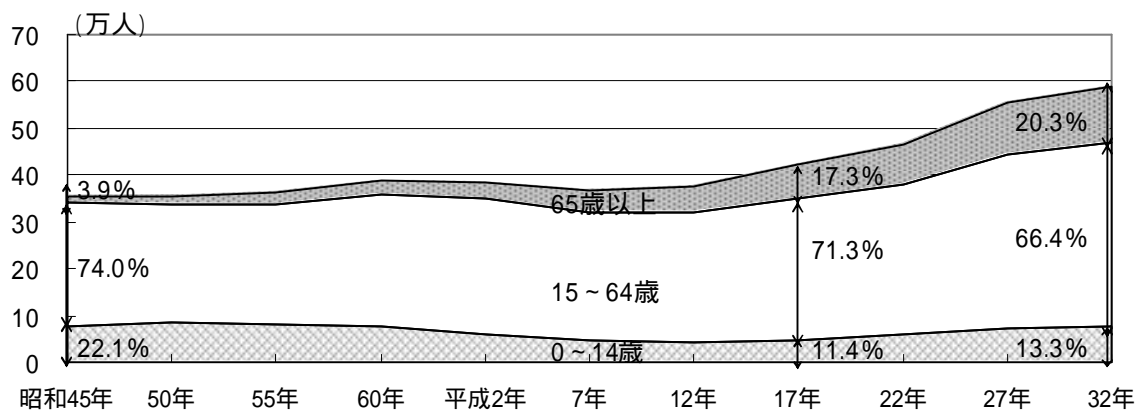
図表I-8 全国の年齢3区分別人口の推移と見通し（昭和45年～平成32年）



注釈) 昭和 45 年から平成 17 年までが実績値、平成 22 年～平成 32 年までは推計値である。

資料) 総務省「国勢調査報告」(昭和 45～平成 17 年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成 19 年 5 月推計)」(平成 19 年)より

図表I-9 江東区の年齢3区分別人口の推移（昭和45年～平成32年）

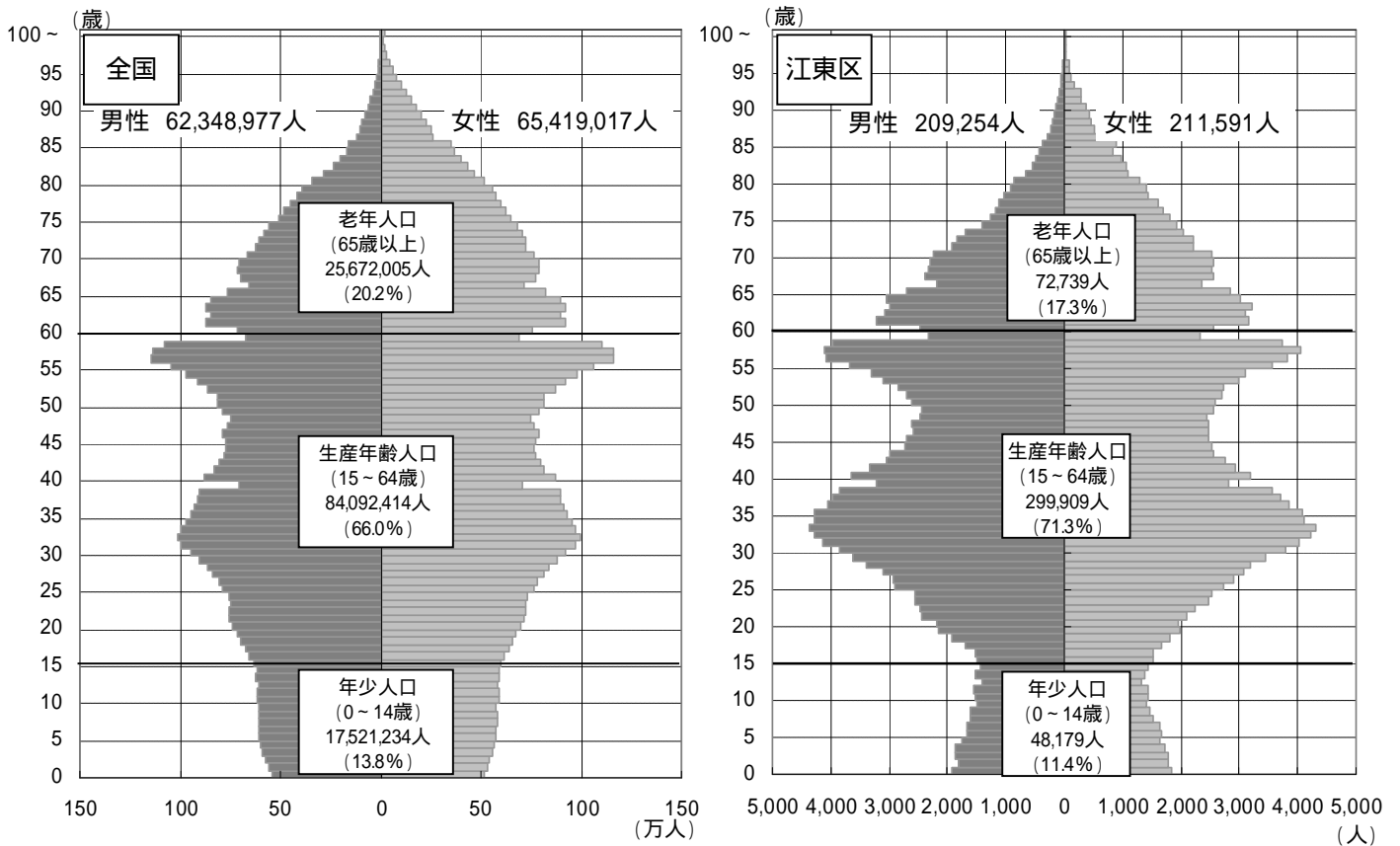


注釈) 昭和 45 年から平成 17 年までが実績値、平成 22 年～平成 32 年までは推計値である。

資料) 総務省「国勢調査報告」(昭和 45～平成 17 年)及び江東区将来人口推計より

## 2. 人口と世帯

図表I-10 人口ピラミッド（平成17年）

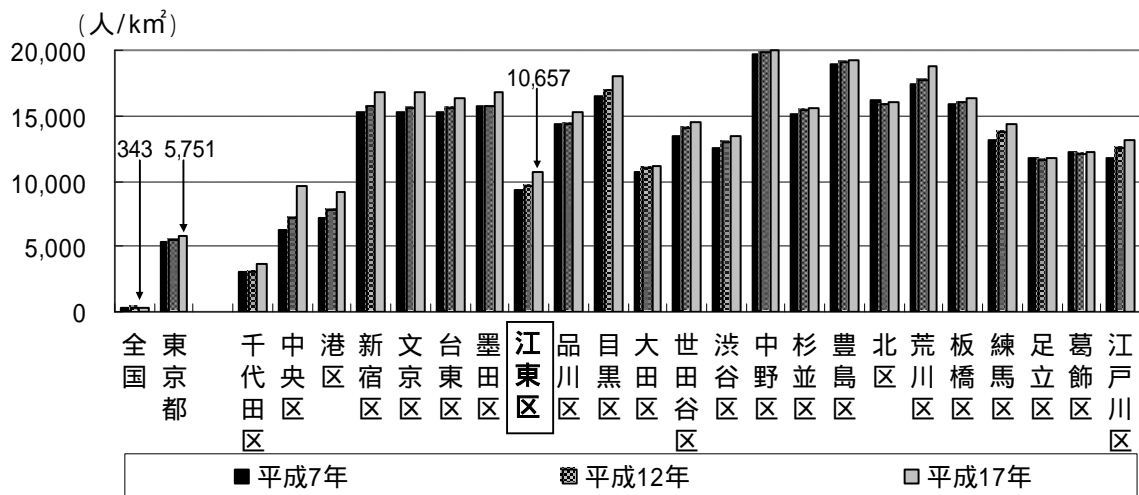


資料) 総務省「国勢調査報告」(平成17年)より

### 人口密度

平成17年時点の行政区域に対する人口密度は10,657人/k㎡と23区中20番目であるが、平成12年から平成17年にかけての伸び率は23区中2番目である。

図表I-11 人口密度の推移（平成7～平成17年）



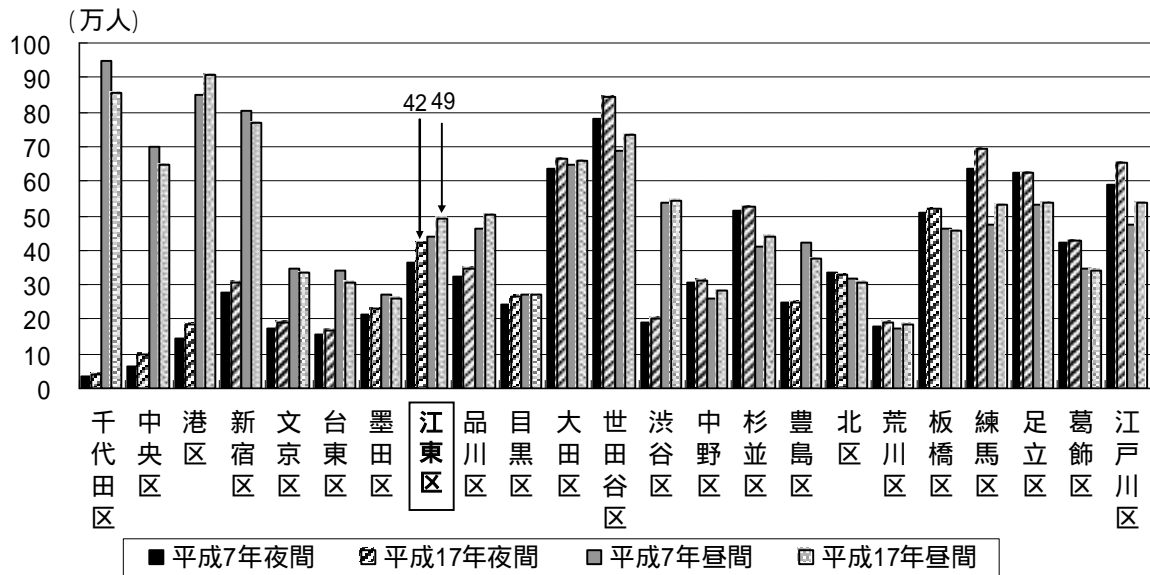
資料) 総務省「国勢調査報告」(平成7～平成17年)より

## 2. 人口と世帯

### 昼夜間人口

平成 17 年時点の江東区の昼間人口は 490,708 人と夜間人口（420,845 人）を上回る。昼間人口は 23 区中 12 番目であるが、平成 7 年から平成 17 年にかけての伸び率は 23 区中 2 番目である。

図表I-12 23区における昼夜間人口の推移（平成7～平成17年）

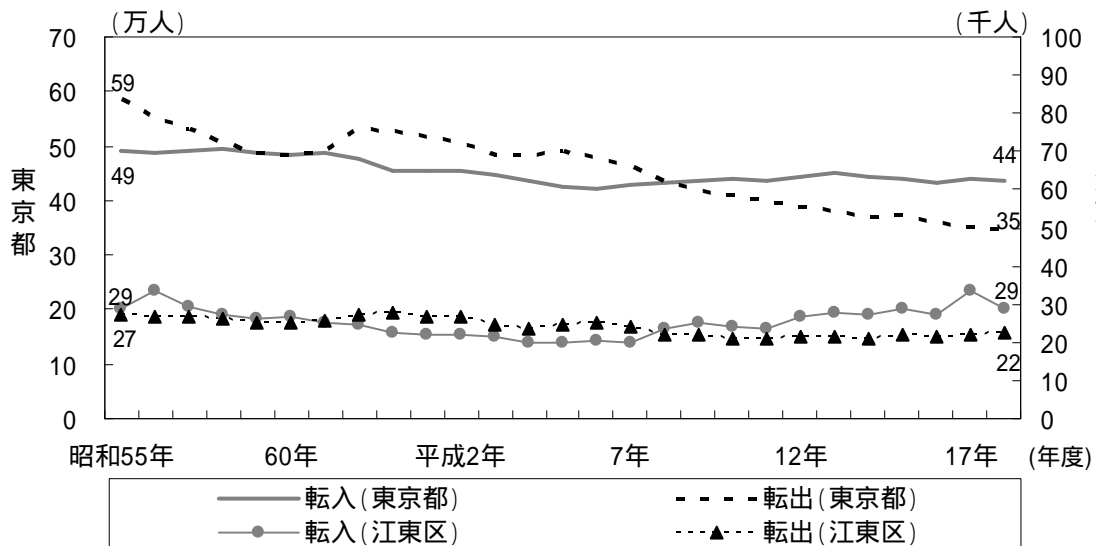


資料) 総務省「国勢調査報告」(平成7年・平成17年)より

### 転入・転出

昭和 61 年に東京都、江東区ともに転出超過となったが、平成 8 年に江東区が、平成 9 年に東京都が転入超過へ転じ、平成 18 年には江東区の転入者数が 28,675 人、転出者数が 22,428 人となっている。

図表I-13 転入者数・転出者数の推移（昭和55～平成18年）



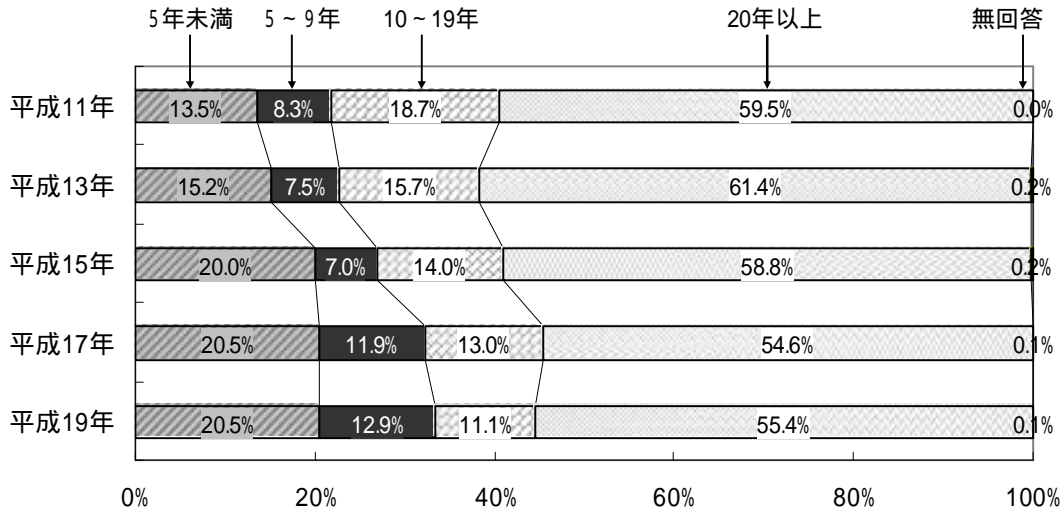
資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」(昭和55～平成18年)より

## 2. 人口と世帯

### 居住年数、転入・転出意向

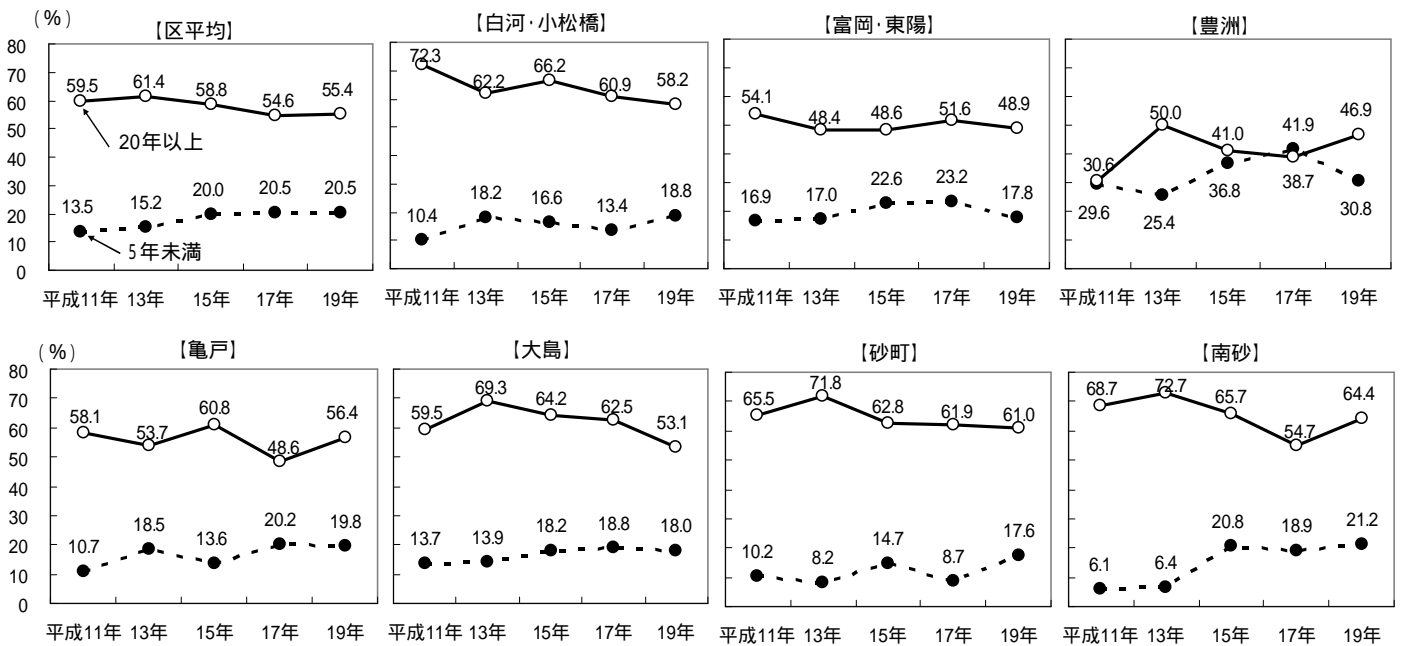
区政世論調査によると、居住年数が10年未満の割合が増えている一方、20年以上の割合は一貫して過半数を超えている。

図表I-14 居住年数構成の推移（平成11～19年）



地区別に見ると、長期居住者の割合は、多くの地区で減少傾向にあるが、豊洲、亀戸、南砂地区では平成19年に上昇に転じている。短期居住者の割合は、白河・小松橋、砂町、南砂地区では平成19年に増加へ転じている。

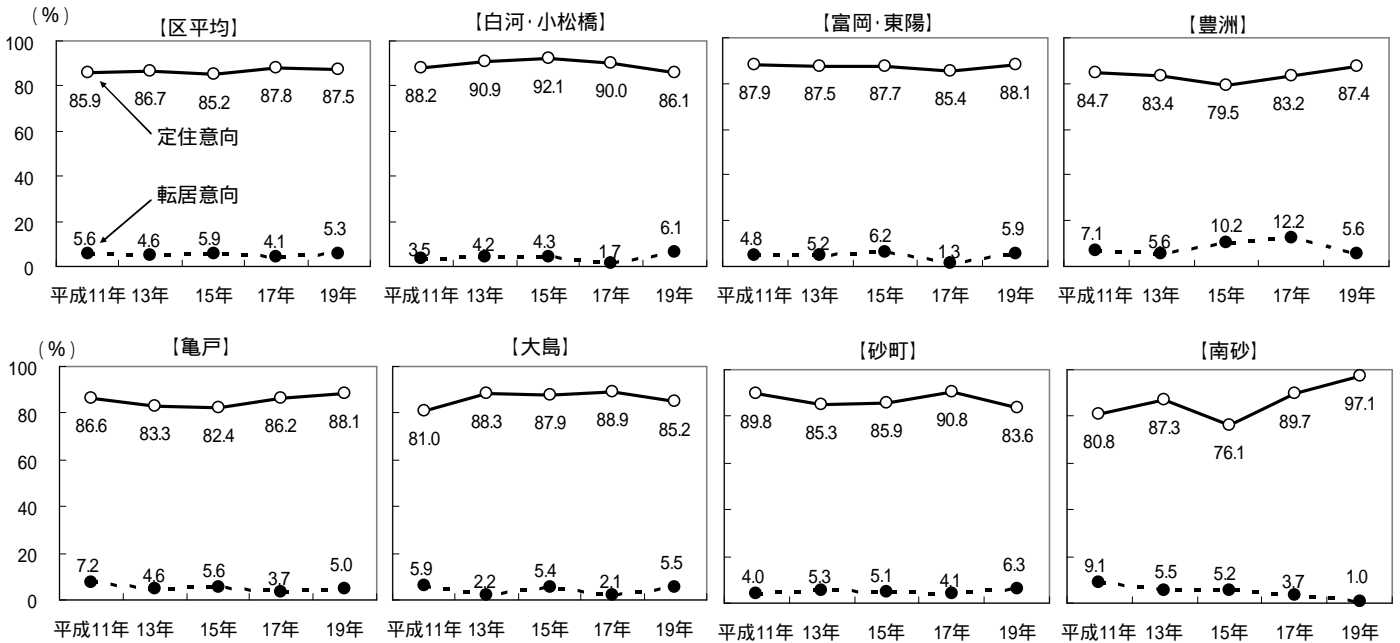
図表I-15 地区別の長・短期居住者の推移（平成11～19年）



## 2. 人口と世帯

定住・転出意向については、全体的には定住意向のある人の割合が増加傾向にあり、特に南砂地区では平成19年時点で9割を超えている。

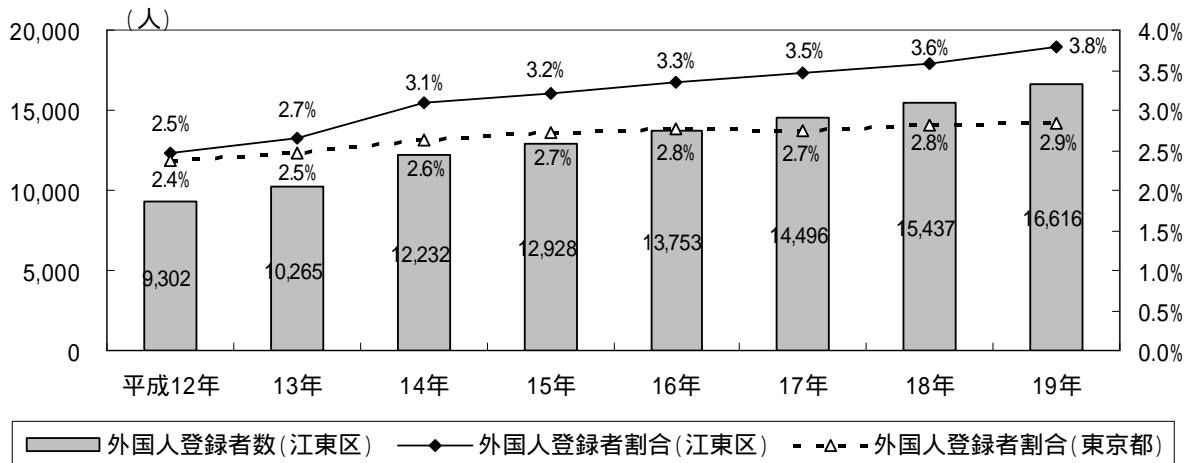
図表I-16 地区別の定住・転出意向の推移（平成11～19年）



### 外国人登録者数

江東区の外国人登録者数は、平成19年1月現在で16,616人である。外国人登録者割合も一貫して増加しており、東京都平均を上回っている。

図表I-17 外国人登録者数の推移（平成12～平成19年）



注1) 各年1月1日現在の数値。

注2) 外国人登録者割合は、住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計に対する外国人登録者数の比率。

資料) 東京都統計局資料及び総務省「住民基本台帳人口移動報告」(平成12～平成19年)より



## 2. 人口と世帯

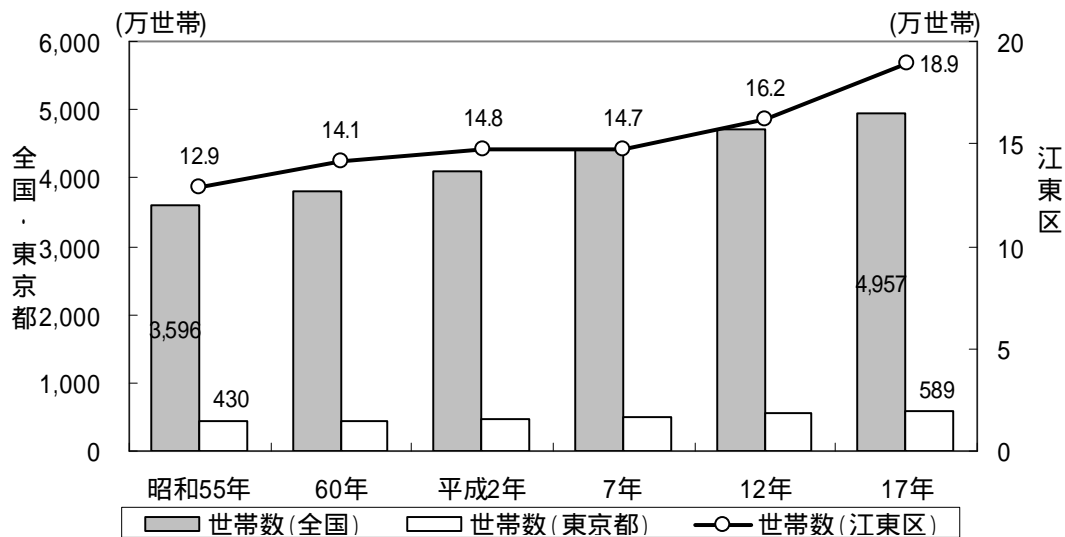
### (2) 世帯

#### 世帯数・世帯人員

わが国の総世帯数は当面は増加傾向を続けるものの、世帯当たり人員は減少傾向にある。

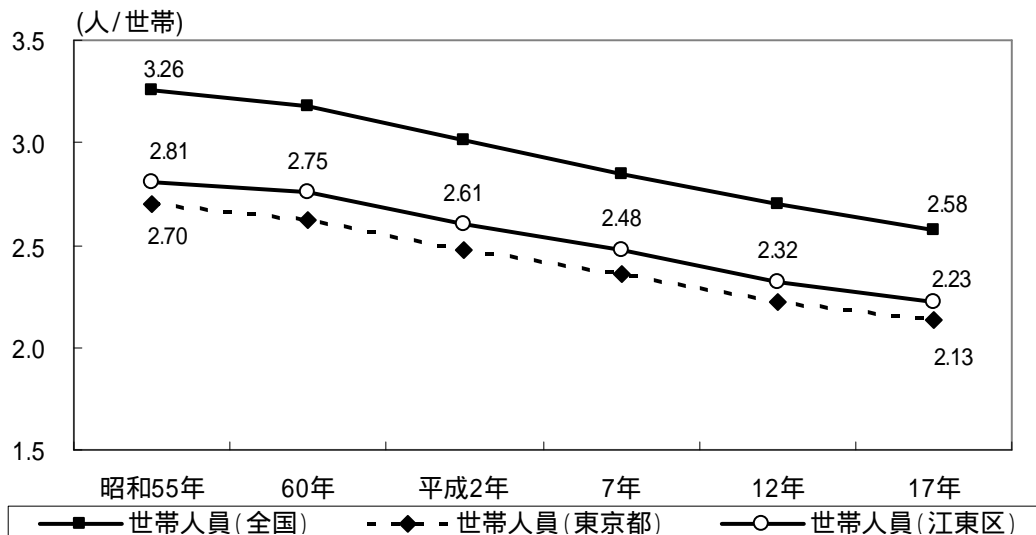
江東区も同様の傾向にあり、平成17年時点の世帯数は189,108世帯、世帯当たりの人員は2.23人である。

図表I-18 総世帯数の推移（昭和55～平成17年）



資料) 総務省「国勢調査報告」(昭和55～平成17年)より

図表I-19 世帯当たり人員数の推移（昭和55～平成17年）



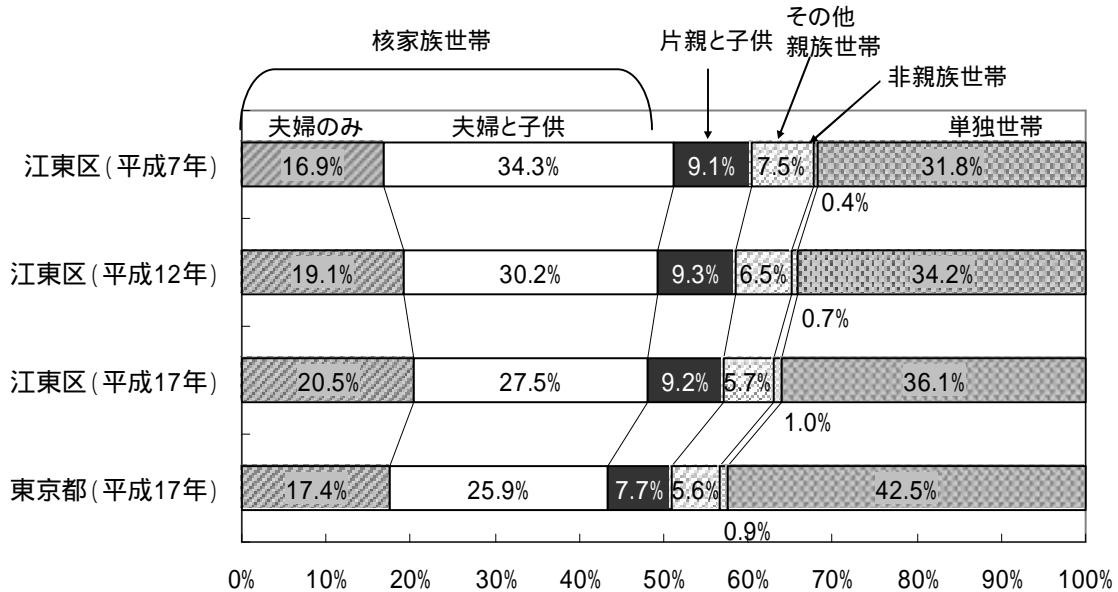
資料) 総務省「国勢調査報告」(昭和55～平成17年)より

## 2. 人口と世帯

### 世帯構成

江東区では、夫婦のみ世帯、非親族世帯及び単独世帯の割合が上昇している。

図表I-20 一般世帯の家族類型別割合の推移（平成7～平成17年）



資料) 総務省「国勢調査報告」(平成7～平成17年)より

### (3) 地区別特性

人口、世帯からみた地区別の特性は以下のように整理される。特に豊洲地区では総人口、世帯数ともに最大であり、年少人口比率が最大、老年人口比率が最小となっている。

図表I-21 人口・世帯から見た地区別特性（平成17年）

	総人口	世帯数	年少人口比率 (0～14歳人口 / 総人口)	老年人口比率 (65歳以上人口 / 総人口)	生産年齢人口比率 (15～64歳人口 / 総人口)	世帯人員	人口密度 (千人/km <sup>2</sup> )
白河地区	37,623	17,512	10.6%	16.7%	72.7%	2.15	18.35
富岡地区	33,001	15,962	10.3%	16.7%	73.0%	2.07	15.14
豊洲地区	69,314	29,639	14.3%	13.2%	72.6%	2.34	5.05
小松橋地区	30,677	13,962	11.2%	17.4%	71.4%	2.20	18.59
東陽地区	29,683	14,190	9.8%	17.7%	72.4%	2.09	15.46
亀戸地区	48,703	23,207	10.1%	17.7%	72.2%	2.10	19.33
大島地区	59,506	26,543	10.6%	20.1%	69.4%	2.24	26.21
砂町地区	68,757	29,280	12.0%	18.9%	69.2%	2.35	23.71
南砂地区	43,581	18,813	11.7%	17.8%	70.6%	2.32	4.12
江東区	420,845	189,108	11.4%	17.3%	71.3%	2.23	10.57

注1) 濃い網がけは地区内の最大値、薄い網がけは地区内の最小値。

注2) 人口比率は四捨五入のため合計値が100%とならない場合がある。

資料) 総務省「国勢調査報告」(平成17年)より

・子育て・教育分野

## II. 子育て・教育分野

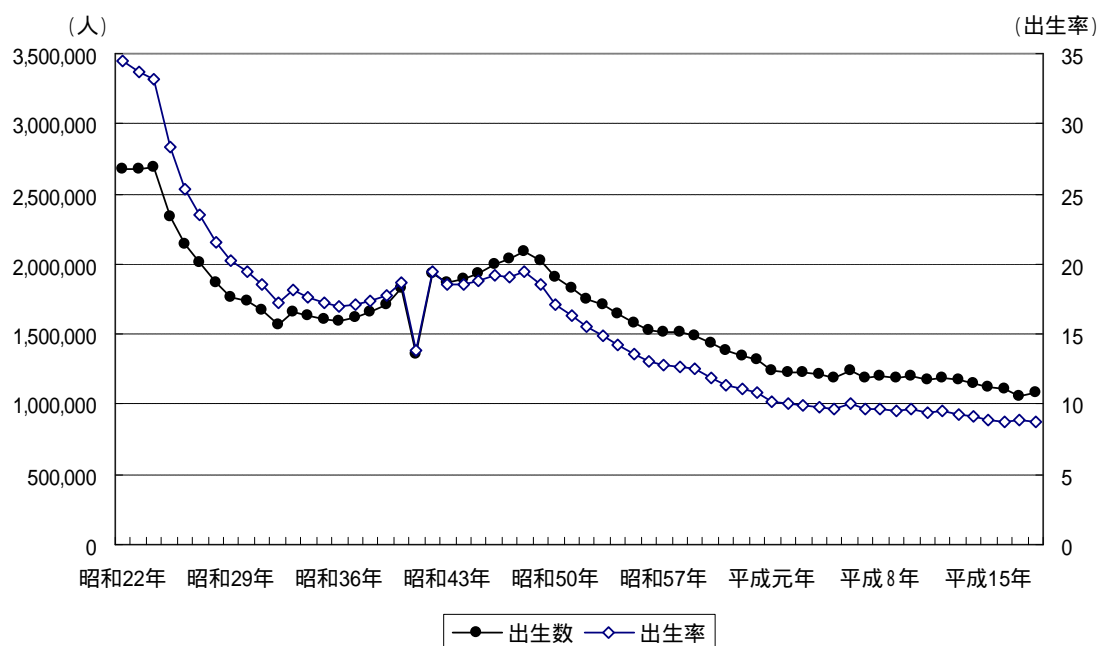
### 1. 子育て支援、児童福祉

#### (1) 社会経済潮流

##### 出生数及び出生率の推移

1年間に生まれてくるこどもの数は昭和20年代前半には、200万人を超えていたが、昭和40年代後半より一貫して減少し、現在では110万人程度に減少している。これには親となる世代の人口規模の縮小と、出生率（千人あたり出生数）の変化が関わっており、出生率は平成7年に10を割り込み、さらに平成15年には、9を割り込んで推移している。

図表 II-1 出生数・出生率の推移



資料) 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ「少子化の現状と将来の見通し」より

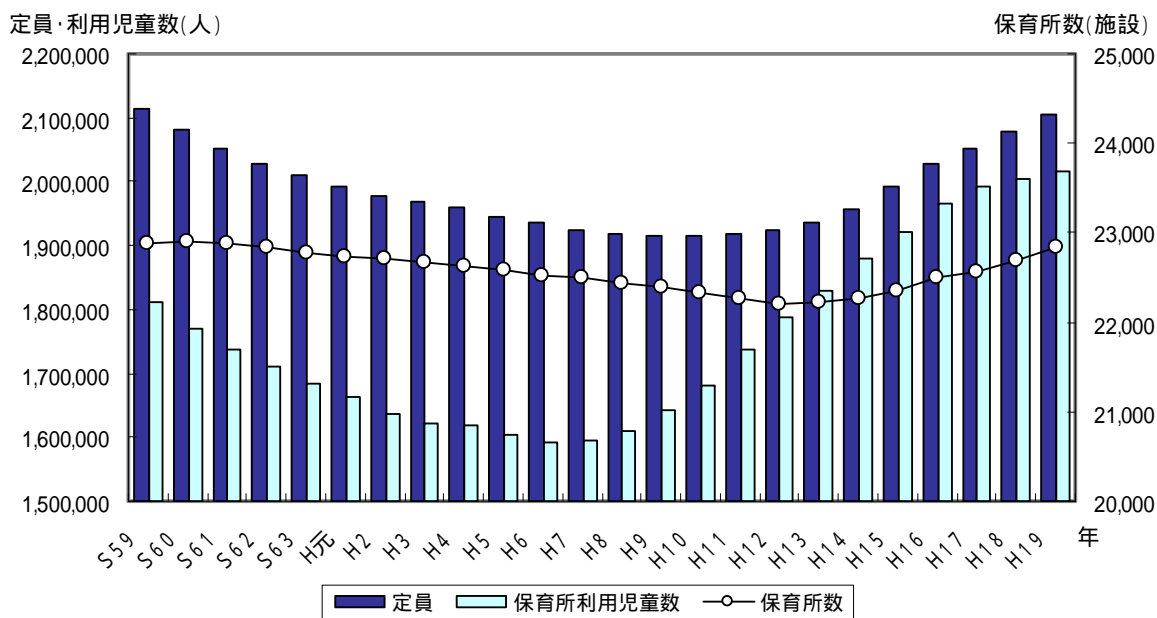
#### 保育所と待機児童

##### a) 保育所

平成19年4月現在の保育所数は、約2万3千か所、定員は約210万5千人であり、前年同月と比較して、約150か所、約2万6千人の増加と着実に伸びてきている。このうち、公立保育所は約250か所減少したが、私立保育所は約390か所増加しており、保育所の民営化の流れが続いている。

# 1. 子育て支援、児童福祉

図表 II-2 保育所定員・利用児童数・保育所数の推移



図表 II-3 保育所の定員・利用児童数等の状況

	保育所数	定員		利用児童数		定員充足率	
	(か所)	(人)		(人)		(%)	
平成18年	22,699 (+129)	2,079,406		2,003,610		96.4	
平成19年	22,848 (+149)	2,105,434 (+26,028)		2,015,382 (+11,772)		95.7 (-0.6)	
うち公立	11,603 (-245)	1,063,264 (-13,384)		944,582 (-22,869)		88.8 (-1.0)	
うち私立	11,245 (+394)	1,042,170 (+39,412)		1,070,800 (+34,641)		102.7 (-0.6)	

注釈) ( )内は対前年比増減

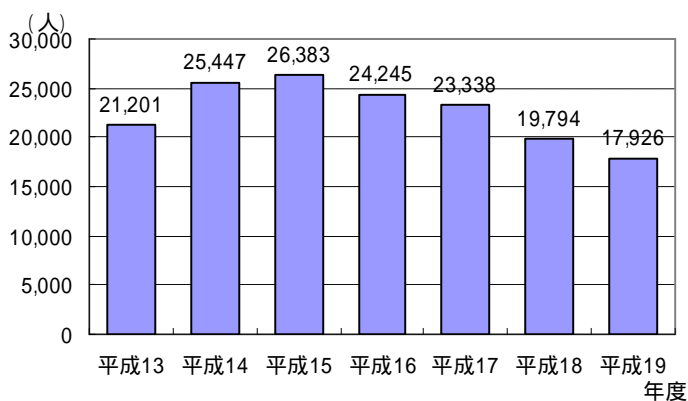
資料) 厚生労働省「保育所の状況(平成19年4月1日)等について」(平成19年9月)より

## b) 待機児童

平成13年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に盛り込まれた「待機児童ゼロ作戦」に基づき、保育所、保育ママ、地方自治体における様々な単独施策等を活用し、受入児童数の拡大を推進してきた。

こうした結果、待機児童数は平成15年をピークに4年連続で減少し、平成19年4月1日現在で1万7,926人となっている。なお、待機児童数を年齢区別に見ると、低年齢児(0~2歳)の待機児童数全体に占める割合は7割を超えている。

図表 II-4 待機児童数の推移



資料) 内閣府「平成19年版 少子化社会白書」より

1. 子育て支援、児童福祉

図表 II-5 年齢別待機児童数

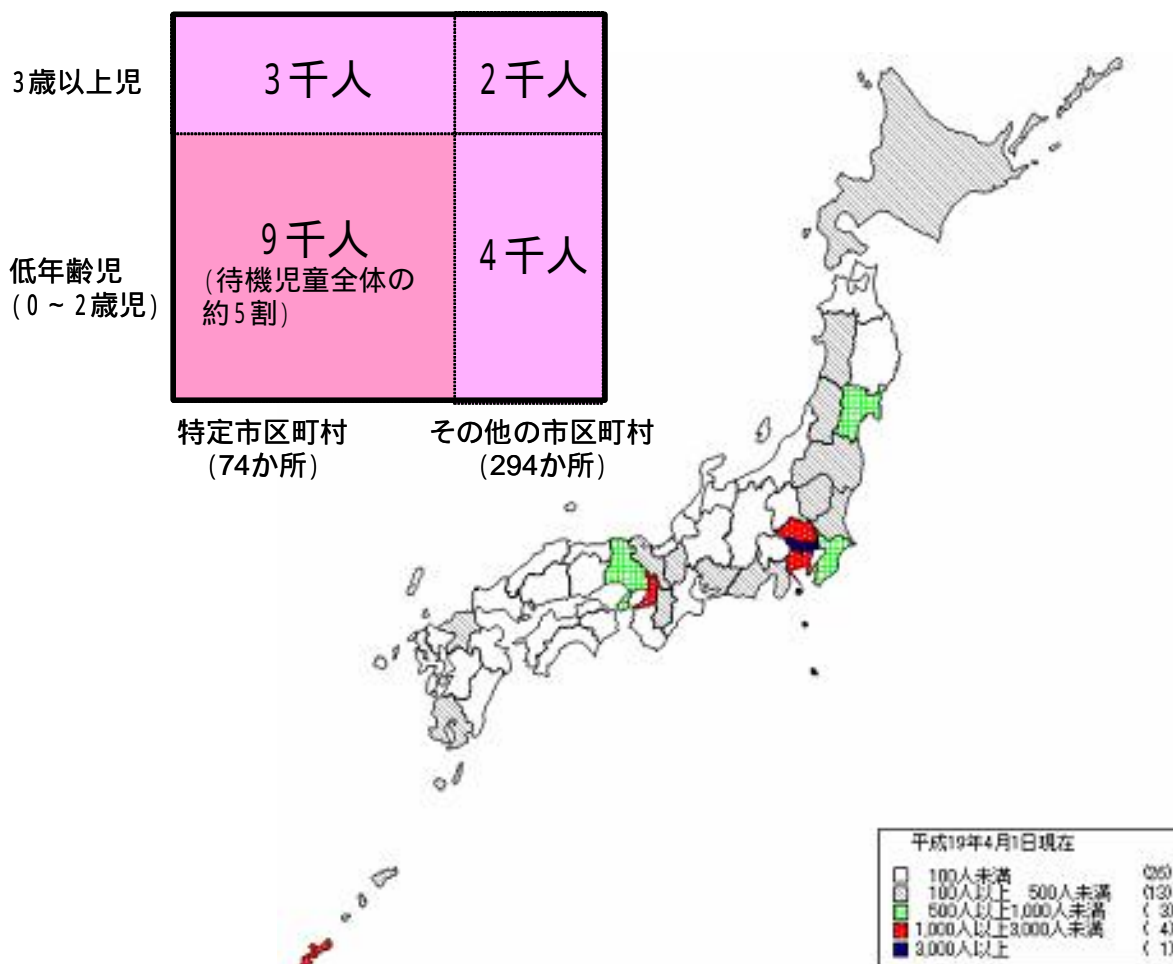
	利用児童数		待機児童数	
	(人)	(%)	(人)	(%)
低年齢児(0～2歳)	654,754	32.5%	12,942	72.2%
うち0歳児	84,297	4.2%	2,069	11.5%
1～2歳児	570,457	28.3%	10,873	60.7%
3歳以上児	1,360,628	67.5%	4,984	27.8%
全年齢児計	2,015,382	100.0%	17,926	100.0%

注釈) 平成19年4月1日現在

資料) 内閣府「平成19年版 少子化社会白書」より

また、待機児童が多い地域は固定化しており、待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占めている。

図表 II-6 保育所待機児童の現状



注釈) 特定市区町村: 待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村(特定市区町村)  
出典) 内閣府ホームページ

# 1. 子育て支援、児童福祉

## 子育て支援策

### a) 多様な保育サービス

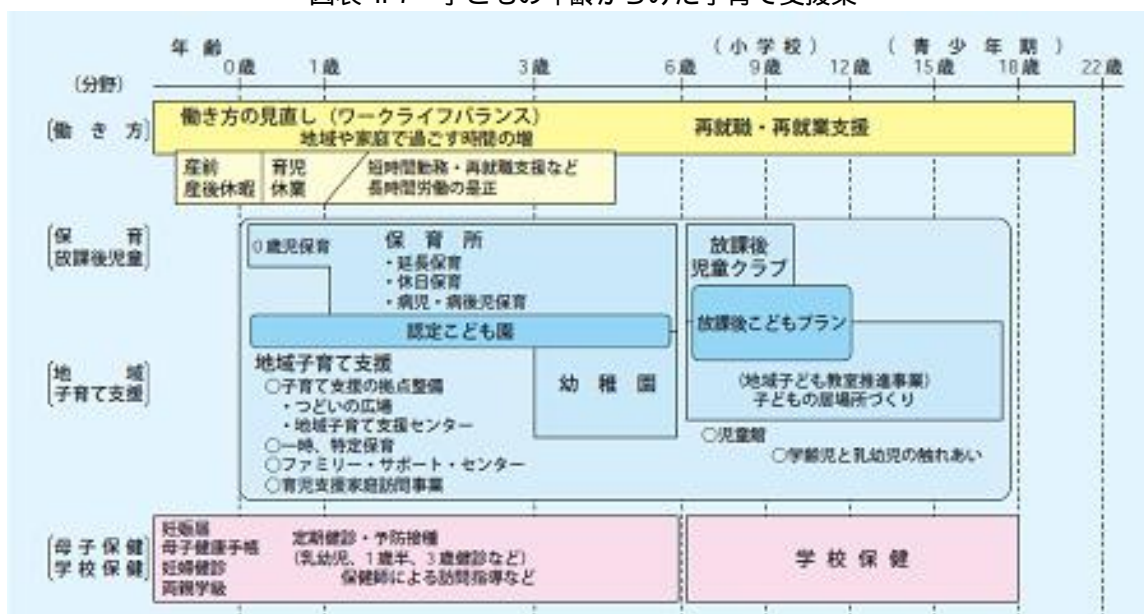
我が国では、待機児童の解消に向け、保育所の整備が着実に進められてきたが、依然として待機児童の解消には至っていない。また、保護者の多様な就労形態と保育所の開所時間が合わなくなっていること、年度途中の入所が難しいといった問題がある。さらに、短時間や隔日、夜間帯や休日など、多様な就労時間・就労形態に対応した保育時間の設定や、病児・病後児の対応などの多様な保育サービスを提供しているが、ニーズに対して十分対応できていない。

このような状況に的確に対応していくために、保育所による保育サービスの拡充や家庭的保育（保育ママ）の充実などにより、子育て家庭が、どこでも必要なときに利用できる保育サービスの充実を推進している。

### b) 在宅の子育て支援

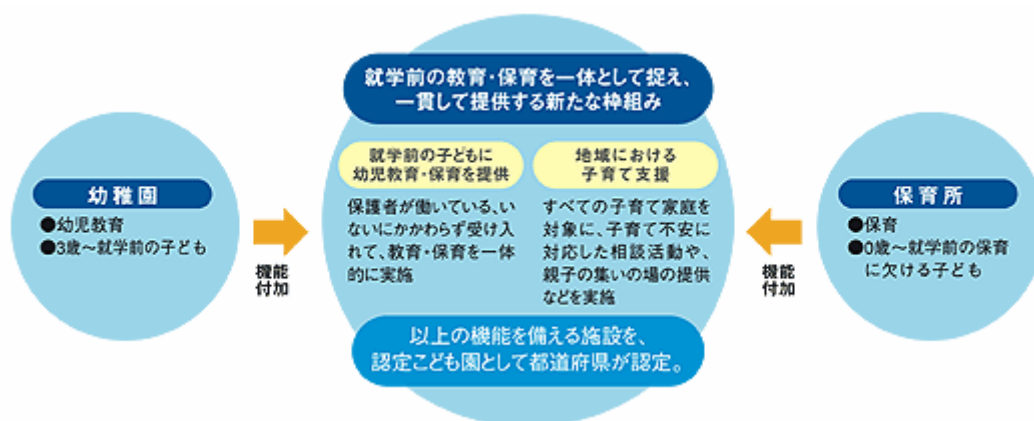
家庭や地域における子育て支援機能が低下していることを踏まえ、地域子育て支援の充実が必要となっている。このため、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業や、保育所等で、育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業、専業主婦を含め、保護者の育児疲れや急病や冠婚葬祭など一時的な場合から、パート就労など予め日時を特定する場合まで、必要な時に子どもを預けられる一時・特定保育、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターなど、きめ細かい地域での子育て支援サービスの提供・充実を推進している。

図表 II-7 子どもの年齢からみた子育て支援策



出典) 内閣府「平成 19 年度版 少子化社会白書」

図表 II-8 認定こども園の概要

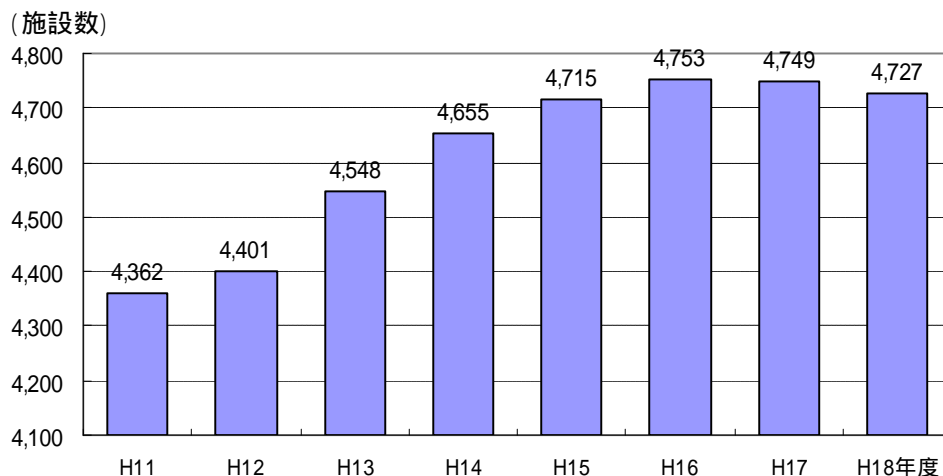


出典) 文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室ホームページ

### 児童館

地域のこども（0歳～18歳）に健全な遊びを与え、こどもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置される施設であり、平成18年現在、全国に4,727カ所が整備されている。

図表 II-9 児童館数の推移



注釈) 各年とも年度末現在の施設数  
資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」より

### 放課後児童クラブ（学童クラブ）

主に小学校1～3年生を対象として進められてきた放課後児童クラブは、共働き家庭の増加傾向を受けて、クラブ数・児童数ともに増加し、平成19年のクラブ数は、16,685カ所、登録児童数は749,478人となっており、施設数・児童数共に増加している。しかし、高学年期における安全な児童の居場所の確保や、多様な就労時間に対応した開所時間の設定も課題となっている。

さらに、平成19年度より、放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子ども教室（平成18年度までは地域子ども教室）文部科学省）を一体的あるいは連携して実施する「放課後子ども



## 1. 子育て支援、児童福祉

もプラン」の取り組みが進められている。

こうした状況から、放課後子どもプランを基調として、こども同士の交流や、高齢者などを含めた地域とのつながりを大切にして、幼児期から、高学年期までが安全に過ごせる居場所の確保を推進している。

図表 II-10 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
クラブ数(ヵ所)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857	16,685
登録児童数(人)	502,041	540,595	593,764	654,823	704,982	749,478
実施市町村割合	66.3%	71.8%	76.0%	82.5%	86.8%	88.2%
(実施市町村数)	2,149	2,303	2,373	1,980	1,599	1,611

注釈) 各年 5 月 1 日現在

資料) 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より

図表 II-11 学年別登録児童数の状況

学年	平成 19 年	平成 18 年	増 減
小学1年生(人)	268,931	255,316	13,615
	35.90%	36.20%	
小学2年生(人)	235,151	222,195	12,956
	31.40%	31.50%	
小学3年生(人)	170,850	154,366	16,484
	22.80%	21.90%	
小学4年生以上他(人)	74,546	73,105	1,441
	9.90%	10.40%	
計	749,478	704,982	44,496
	100%	100%	

注釈 1) 各年 5 月 1 日現在

注釈 2) ( ) 内は各年の総数に対する割合である。

注釈 3) 計数には、障害児数も含む。

資料) 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より

### 児童手当

家庭生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、児童を養育している家庭に手当を支給する児童手当制度がある。

同制度は、昭和 47 年に発足し、以降、数度にわたり充実が図られた。

最近の改正としては、まず、平成 16 年度に支給対象となる児童が小学校就学前までから小学校第 3 学年修了前までとなったことがあげられる。

さらに、平成 18 年度には、小学校第 6 学年修了前まで拡大となり、所得限度額も大幅に引き上げられた。平成 19 年 4 月には、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)が改正され、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3 歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第 1 子及び第 2 子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月 1 万円に引き上げられた。

# 1. 子育て支援、児童福祉

図表 II-12 児童・家族関係給付費の推移

年度	児童手当計							総計			
	児童手当		児童扶養手当等	児童福祉サービス	育児休業給付	合計	出産関係費	対前年度伸び率	給付費に占める割合		
	億円	億円								億円	億円
1989(平成元)	4,465	1,454	3,011	8,046	-	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5	
1990( 2)	4,449	1,391	3,059	8,532	-	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4	
1991( 3)	4,439	1,381	3,058	9,327	-	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4	
1992( 4)	5,267	2,173	3,094	9,691	-	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5	
1993( 5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4	
1994( 6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3	
1995( 7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,497	21,113	6.0	3.3	
1996( 8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	11.8	3.5	
1997( 9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,586	23,259	1.5	3.4	
1998(10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3	
1999(11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3	
2000(12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5	
2001(13)	8,574	4,062	4,512	15,876	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7	
2002(14)	8,964	4,315	4,649	16,766	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8	
2003(15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8	
2004(16)	11,236	5,909	5,327	17,180	1,370	29,786	4,443	34,229	8.2	4.0	
2005(17)	11,579	6,300	5,279	18,268	1,428	31,274	4,363	35,637	4.1	4.1	

資料) 国立社会保障・人口問題研究所「平成17年度社会保障給付費」より

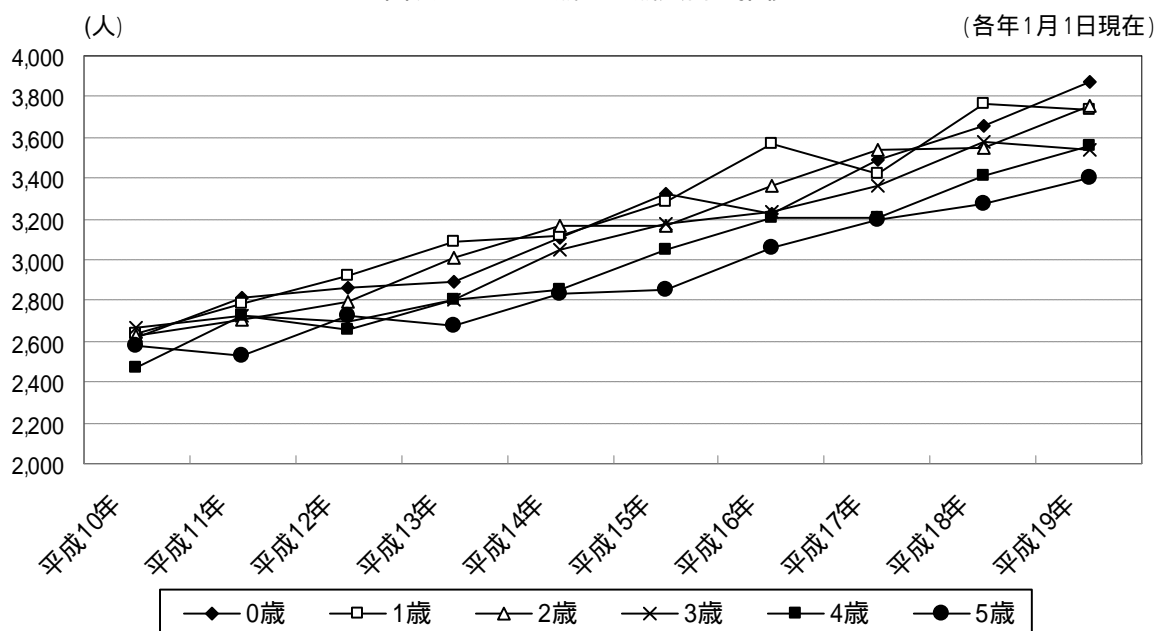
## (2) 江東区の現状

現状

### a) 江東区の児童数

江東区の0歳～5歳の児童数は、平成10年には各年齢層とも2,500人～2,700人であったが、平成19年にはいずれの年齢層も3,000人を超えている。特に、0歳児は平成10年には2,617人であったが、平成19年には1,252人増の3,869人となった。

図表 II-13 0歳～5歳人口の推移



資料) 各年とも住民基本台帳より

# 1. 子育て支援、児童福祉

図表 II-14 0歳～5歳人口の推移

単位:人、各年1月1日現在

	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
0歳	2,617	2,817	2,860	2,896	3,106	3,324	3,228	3,490	3,657	3,869
1歳	2,635	2,782	2,920	3,084	3,122	3,287	3,569	3,425	3,764	3,735
2歳	2,632	2,707	2,794	3,006	3,163	3,164	3,365	3,535	3,550	3,757
3歳	2,665	2,727	2,696	2,805	3,050	3,177	3,240	3,365	3,583	3,540
4歳	2,469	2,724	2,659	2,802	2,856	3,047	3,203	3,201	3,408	3,556
5歳	2,581	2,530	2,726	2,680	2,833	2,851	3,058	3,198	3,272	3,401

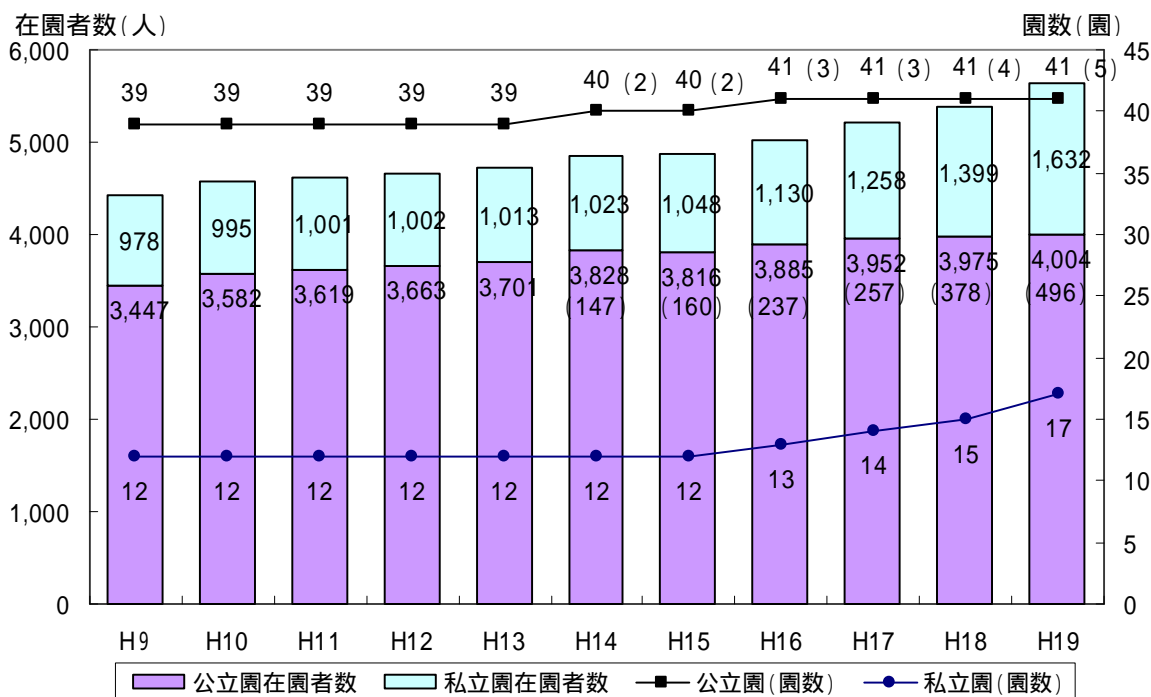
資料) 各年とも住民基本台帳より

## b) 保育園と待機児童

### b.1. 保育園

認可保育園は、過去10年間で公立・私立とも施設数が増えており、平成19年4月1日現在、公立41園(区立36園、公設民営5園)、私立17園で、定員は5,722人、入所者数は5,636人となっている。

図表II-15 保育園数及び入所者数(各年4月1日現在)



注釈) ( )内は公設民営施設数および入所者数再掲

## 1. 子育て支援、児童福祉

図表II-16 保育施設別定員・入園者数（平成19年4月）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	実施率(%)	
認可保育園	区立	定員	174	493	605	735	789	808	3,604	97.3%
		入所児童数	173	492	603	732	737	771	3,508	
	公設民営	定員	46	60	71	96	106	110	489	101.4%
		入所児	46	64	77	98	106	105	496	
	私立	定員	127	212	295	328	332	335	1,629	100.2%
		入所児	128	220	306	340	329	309	1,632	
	合計	定員	347	765	971	1,159	1,227	1,253	5,722	98.5%
		入所児	347	776	986	1,170	1,172	1,185	5,636	
認証保育所		定員	172	205	178	50	47	652	93.6%	
		利用者数	149	201	171	61	12	610		
保育室		定員	65						64.6%	
		利用者数	22	11	9					
グループ保育室		定員	32						100.0%	
		利用者数	10	11	11					
家庭福祉員		定員	24						54.2%	
		利用者数	5	7	1					

### b.2. 認可外保育施設

#### 認証保育所

東京都が多様化する保育需要に応えるため、平成13年度に創設した制度で、13時間以上開所や0歳児保育が義務付けられており、施設の設備の広さ、職員数など東京都が定めた一定の基準を満たし認証を受けた保育施設である。

平成19年4月1日現在、A型（駅前基本型）16カ所、B型（小規模・家庭的保育所）5カ所が設置されている。

#### 保育室

0歳児等の低年齢児保育を行う保育所不足のため、保育所に入所できない乳幼児を受託保育している認可外保育所を、区が保育室として認定し、補助を行うことによって児童の福祉増進を図っている。平成19年4月1日現在、3カ所定員65人の受け入れが可能となっている。

#### グループ保育室

学校の教室を活用し、区が保育室として整備し、民間保育員が共同して保育を実施し、3歳未満の低年齢児の保育の充実と待機児の減少を図るものであり、平成19年4月1日現在、2カ所が開設している。

#### 家庭福祉員（保育ママ）

児童の養育に技能と経験をもつ者に、3歳未満の乳幼児の養育の受託を勧奨し、家庭的環境で乳幼児の健全な育成を行うことを目的としており、平成19年4月1日現在、家庭福祉員12人で定員24人となっている。

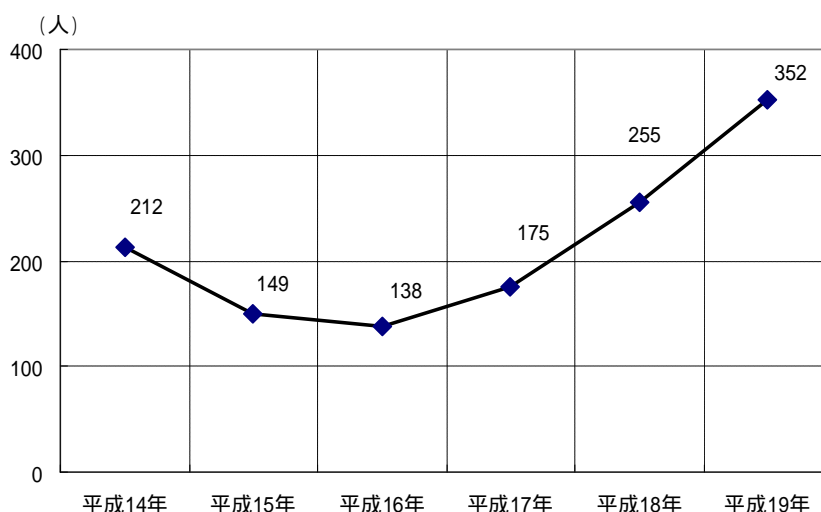
### b.3. 待機児童

転入者の増加等により就学前の乳幼児数が急増したことによって、待機児童数は、平成16年以降増加を続け、平成19年4月現在の待機児童数は352人となっている。

全国的な傾向と同じく、江東区でも低年齢児の占める割合が高い。地域的には、転入者が豊洲など一部の地域に偏っているため、特に豊洲地区管内の待機児童数が圧倒的に多い状況となっている。

1. 子育て支援、児童福祉

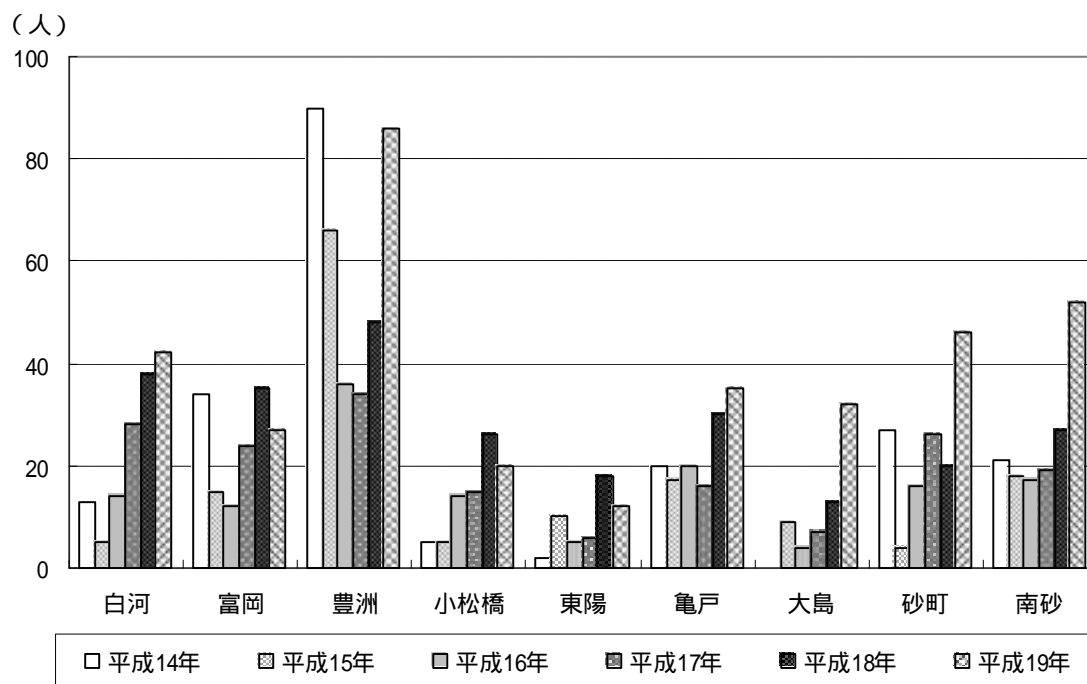
図表II-17 待機児童数の推移（各年4月現在）



図表II-18 各歳別定員・待機状況（平成19年4月1日現在） 単位：人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	347	765	971	1159	1227	1253	5722
待機児	60	142	100	42	6	2	352

図表II-19 出張所管内別待機児童数の推移（各年4月現在）



## 1. 子育て支援、児童福祉

### c) 子育て支援

#### c.1. 保育サービス

##### 多様な保育機能

社会状況の変化により、通常保育では対応できない保護者に対して、延長保育や0歳児保育を提供するとともに、短期間就労や通院、出産等による入院など一時的に保育できない状況に対応するため、保育サービスの充実をはかっている。

図表II-20 保育機能別実施施設数（平成19年11月現在）

設置施設 主体種別	0歳児保育	延長保育		非定型 一時保育	産休明け 保育	障害児保育
		1時間延長	2時間延長			
区立	16	17	0	0	15	36
公設民営	5	2	3	1	5	5
私立	15	10	7	4	12	18
合計	36	29	10	5	32	59

##### 病後児保育（18年度事業開始）

保育園等の保育施設に通っている乳幼児が、「病気の回復期」にあるため、通っている保育施設での集団保育の実施が困難な日に、区が委託する実施施設（医療機関）で一時的に預かり保育を実施する。利用定員は4名で、利用料金は2,000円/1日1人であり、平成18年度の登録者数は1,238人となっている。

図表II-21 年齢別登録者数（平成18年4月1日現在年齢）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人数	155	328	248	199	184	124	1,238
割合	12.5%	26.5%	20.0%	16.1%	14.9%	10.0%	100.0%

#### c.2. 地域連帯感の醸成

##### ファミリーサポート事業

育児の援助ができるボランティア（協力会員）と育児の助けが必要な生後4ヵ月～小学校3年生の児童をもつ保護者を会員（利用会員）として登録し、会員同士による協力活動を行う事業となっているが、利用会員に対して協力会員は1/4程度となっている。

今後、協力会員の充実を図ることにより、対象年齢の拡大を進めることも必要である。

図表II-22 ファミリーサポート事業年齢別援助登録者数（平成18年度）

年齢	人数(人)	年齢	人数(人)
4ヵ月～1歳未満	139	4歳～5歳未満	328
1歳～2歳未満	247	5歳～6歳未満	266
2歳～3歳未満	294	6歳以上	799
3歳～4歳未満	324	計	2,397

# 1. 子育て支援、児童福祉

図表II-23 ファミリーサポート事業登録会員数（平成18年度）

会員別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用会員	1,453	1,480	1,517	1,540	1,567	1,577	1,601	1,633	1,633	1,654	1,669	1,656
協力会員	396	396	407	406	408	412	410	410	417	417	412	417
(内両方会員)	43	43	43	43	43	46	46	46	48	48	49	48
計	1,806	1,833	1,881	1,903	1,932	1,943	1,965	1,997	2,002	2,023	2,032	2,025

## 子育て不安の解消

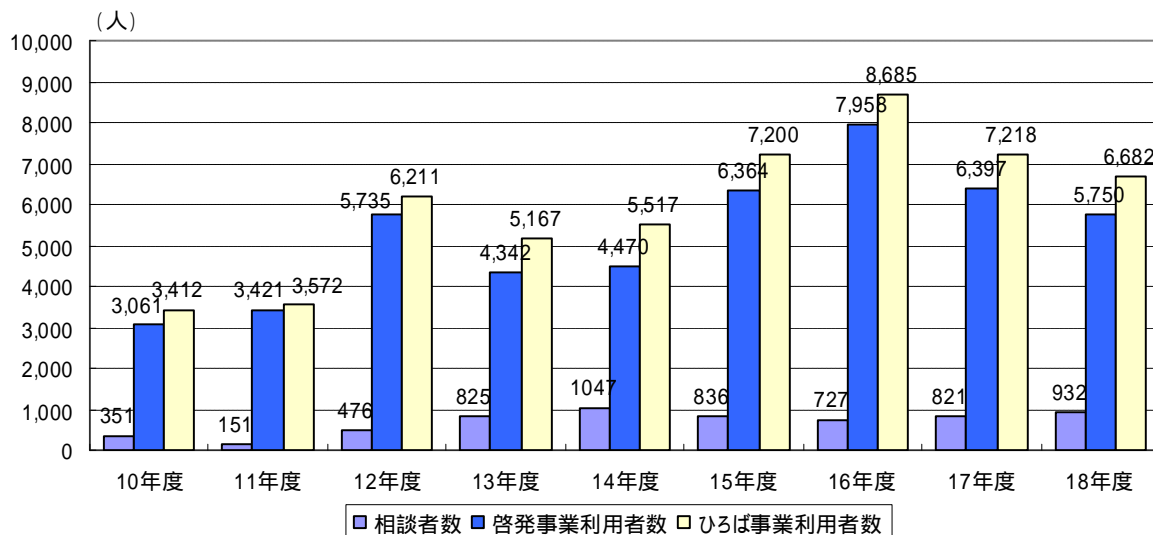
子育て中の保護者の不安感や孤独感を解消するために、子育て相談や情報提供、親子が気軽に交流できる場として子ども家庭支援センター5ヵ所を整備している。また、私立保育園や児童館では「子育てひろば」を設置し、子育ての相談や親子の集う機会を提供するなど、子育て家庭の孤立感の解消に努めている。

図表II-24 子ども家庭支援センター事業の利用者数（平成18年度）

		深川北	豊洲	東陽	大島	南砂
ひろば事業 (プレイルームの 開放など)	新規登録者数	571	853	916	852	2,720
	総登録者数(前年繰越含む)	2,213	853	9,743	4,489	2,720
	子ども延べ利用者数	10,695	2,827	15,891	12,510	19,719
	親延べ利用者数	9,569	2,689	12,527	10,413	17,143
	親子合計	20,264	5,516	28,418	22,923	36,862
相談事業	相談活動延べ回数(繰越含む)	633	44	1,207	898	2,067
	相談終了件数	133	44	473	205	270
体験学習事業(参加者人数)		2,500	458	3,153	3,776	2,434
ボランティア活動	新規登録者数	8	16	8	14	53
	総登録者数(繰越含む)	28	16	50	46	53
	ボランティア会議・研修	28	0	5	3	2
	参加延べ人数	396	71	489	584	554
	参加延べ時間	745	123	1,711	2,099	1,563

注釈) 南砂子ども家庭支援センターは平成18年5月～平成19年3月までの数値、豊洲子ども家庭支援センターは平成19年1月～3月までの数値

図表II-25 保育園の子育てひろば事業の利用者数（平成18年度）



注釈) ひろば事業：親子交流スペースの開放など

## 1. 子育て支援、児童福祉

### d) 学童クラブと児童館

#### d.1. 学童クラブ

学童クラブは、放課後に保護者が就労等でいない家庭の小学校1～3年生の児童を対象に、その健全な育成を図るため、遊びや生活の場を提供する事業である。平成19年4月1日現在、公立は44施設、私立は4施設が開設され、入会可能人数は3,884人となっている。

近年、共働き家庭の一般化や遊びの環境の変化を背景に学童クラブの需要が高まっている。この現状に対して、本区では、平成14年度以降、6施設を新たに開設したほか、改築や改修、他施設の転用等を積極的に行った結果、平成15年度から5年間連続して待機児ゼロを達成することができた。

しかし、子どもが犠牲となる犯罪が多く報道されている中で、安全・安心な遊び場への要望から、今後も学童クラブへの需要は上昇すると考えられる。また、臨海部を始め、大規模なマンション建設が続いている地域では、転入者の増加により学童クラブの利用希望者が入会可能人数を上回るおそれがある。

図表II-26 学童クラブの入会可能人数と登録者数（平成19年4月1日現在）

#### <区立学童クラブ>

学童クラブ名	入会可能数(人)	登録児童数(人)	学童クラブ名	入会可能数(人)	登録児童数(人)
(民) 深川	104	60	亀戸第三	55	48
元加賀	86	60	浅間竪川	85	67
(民) 平野	89	86	(民) 大島四丁目	84	34
古石場	86	45	大島第二	80	87
平久	102	46	北砂一丁目	67	51
越中島	90	73	大島五丁目	44	11
塩浜	44	29	大島六丁目	52	38
枝川	64	98	第四大島	91	89
(民) 潮見	67	44	大島七丁目	94	78
豊洲	129	73	(民) 大島八丁目	51	56
(民) 豊洲三丁目	80	27	砂町	112	86
(民) 豊洲四丁目	63	63	小名木川	112	74
東雲	88	66	亀高	44	39
(民) 東雲第二	44	42	北砂七丁目	88	40
(民) 東雲第三	44	28	東砂	81	96
辰巳	108	71	第五砂町	99	91
千田	112	76	南砂六丁目	112	107
毛利(毛利小クラス)	48	37	東砂第二	56	30
毛利(児童会館クラス)	86	64	東砂第三	107	48
南陽	124	96	第七砂町	106	112
東陽	52	49	南砂	88	70
(民) 亀戸	74	83	南砂第二	68	50
香取	128	64	合計	3,688	2,782

注釈1) (民)は公設民営学童クラブ

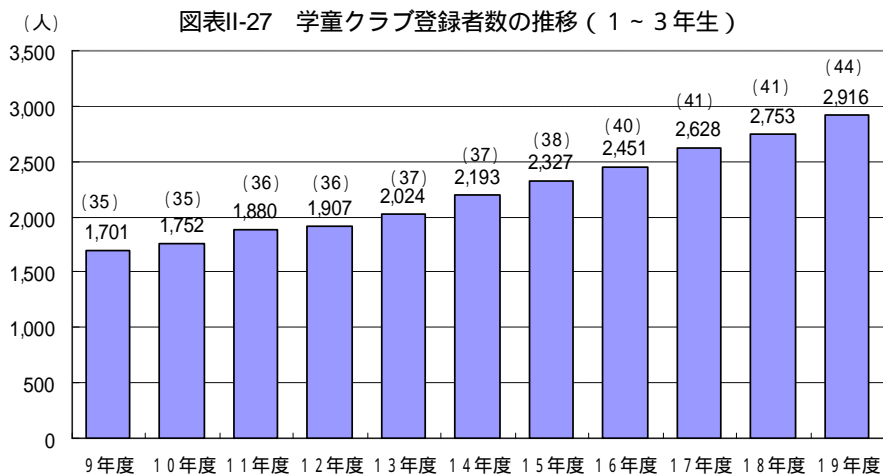
注釈2) 東雲学童クラブは平成20年4月から公設民営化



## 1. 子育て支援、児童福祉

### <私立学童クラブ>

クラブ名	登録児童数(人)	
	1～6年生	うち1～3年生
大島六丁目共同学童クラブ	39	25
北砂五丁目共同学童保育クラブ	28	20
風の子クラブ	58	43
ライト学童保育クラブ	57	46
合計	182	134



注釈) ( ) 内学童クラブ数

### d.2. 児童館

児童館(児童会館含む)は、こどもが放課後や休日等に自由に楽しく、安全に遊ぶ場として提供されており、平成19年4月1日現在、19施設が整備され、利用者数は年間50万人を超えている。

児童館は、学童クラブや放課後子ども教室よりも以前から、全児童の放課後の健全育成事業の拠点として機能してきた。近年、子育てひろば事業を実施するなど、子育て支援機能を充実させてきている。

今後は、年長児童の受入れ促進や児童虐待・不登校・いじめなどへの対応、地域における児童の環境づくり等、新たな機能拡張が求められる。そのために、民間が持つノウハウの活用や児童・高齢者交流施設の整備などを検討しているところである。

## 1. 子育て支援、児童福祉

図表II-28 児童館の年間利用者数及び1日利用者数

館名	延床面積 (㎡)	18年度利用者数(人)		19年度利用者数(人)	
		年間	1日当たり	4月～9月	1日当たり
森下児童館	330.9	14,148	53	8,837	65
(指) 平野児童館	655.2	47,331	147	26,875	163
古石場児童館	657.1	22,273	84	11,011	82
塩浜児童館	754.2	21,092	80	9,961	74
豊洲児童館	641.9	27,545	104	11,593	86
東雲児童館	612.4	22,606	85	11,092	82
辰巳児童館	900.7	26,301	99	6,296	81
千田児童館	892.6	28,663	112	8,677	76
東陽児童館	445.0	休館		9,059	67
(指) 亀戸児童館	632.5	23,053	87	22,410	137
亀戸第二児童館	602.1	12,034	45	6,206	46
亀戸第三児童館	787.0	19,567	74	10,021	74
大島児童館	604.9	30,375	115	15,976	118
大島第二児童館	375.7	23,830	90	13,098	97
小名木川児童館	695.6	34,500	130	17,291	128
東砂児童館	893.9	40,916	154	23,947	177
東砂第二児童館	528.9	19,120	72	10,810	80
南砂児童館	697.6	32,070	121	17,261	128
児童会館	5,385.4	57,753	207	27,480	191

注釈) (指) は指定管理者。亀戸児童館は平成 19 年 4 月から、東雲児童館は平成 20 年 4 月から指定管理者による管理。

### e) 児童手当等の生活支援

子育て家庭の経済的支援のために児童手当や医療費助成をはじめ、第二子以降の児童を出産した場合に、区内共通商品券を支給するハッピーセカンド事業などを実施している。また、ひとり親家庭等に対しても、手当支給や医療費助成による経済的支援等を行ってきている。

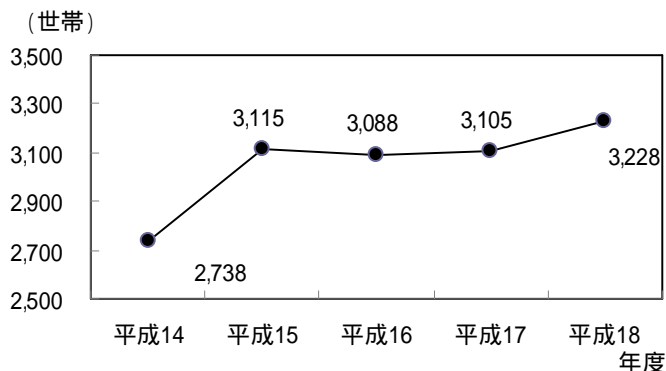
今後の雇用情勢の変化や、離婚数の増加等による家庭のニーズなどに応じた経済・生活支援の充実が必要である。

# 1. 子育て支援、児童福祉

図表II-29 手当・生活支援事業の概要

名称	概要(対象、実績等)	
児童手当 【国制度】	3歳未満及び小学校修了前児童を扶養している保護者に手当を支給する。	小学校修了前児童 手当月額：第1, 2子/5,000円、第3子以降/10,000円 3歳未満児 手当月額：10,000円 対象：H17年度 21,867人 H18年度 29,979人
児童育成手当 【区制度】	父母の離婚・死別・母が未婚・父または母に重度の障害のある児童を扶養している保護者、または障害のある児童を養育している保護者に支給する。	育成手当 手当月額：13,500円 障害手当 手当月額：15,500円
児童扶養手当 【国制度】	父と生計を同じくしていない児童の家庭の生活の安定と自立の促進のため児童を扶養している母または養育者に支給する。	対象：父母の離婚、死亡、父に重度の障害がある児童、父が拘禁状態にある児童、婚姻によらないで出生した児童等 手当月額：41,720~9,850円 費用負担：H18より：国 1/3、区 2/3
特別児童扶養手当【国制度】	心身障害児を養育する保護者に支給する。	対象：身体障害者手帳1・2・3級程度、愛の手帳1・2・3程度程度の児童、日常生活に著しい制限を受ける児童 手当月額：重度障害/50,750円、中度障害/33,800円
ハッピーセカンド事業【区制度】	第2子以降の児童を出生した者に対し、江東区共通商品券を支給する。	第2子以降1子につき区内共通商品券 20,000円相当分を支給 実績：(支給者) H17年度(1,619人)、H18年度(1,765人)、H19年12月末現在(1,320人)
ひとり親家庭等医療費助成事業【区制度】	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。	対象：区内に住所を有し、健康保険に加入している者。ひとり親家庭や父母の一方が重度障害者等 助成範囲：自己負担分の3割(課税世帯は2割)
子ども医療費助成事業【区制度】	子どもの医療費の自己負担分を全額助成する。	対象：区内に住所を有し、健康保険に加入している者。15歳に達した最初の年度末まで。 助成範囲：医療費の自己負担分の全部を助成。 実績：H18年度 35,048人 (H18.4より15歳年度末までの入院分医療費全額助成、H19.1より9歳年度末までの通院分医療費全額助成、H19.10より小4から中3まで通院分医療費全額助成)

図表II-30 ひとり親家庭等医療費助成対象世帯の推移



## 1. 子育て支援、児童福祉

### f) 児童虐待

平成 18 年度の南砂子ども家庭支援センターと子育て支援担当課への虐待通告は、各々100人を超えている。

本区では、平成 15 年 12 月に、区関係課、地域で活動する民生委員、児童相談所、警察等の関係機関による児童虐待防止ネットワークを設置、平成 19 年 3 月要保護児童対策地域協議会に移行し、児童虐待の予防及び早期発見に向けた取組みの充実をはかっている。今後も、訪問指導、相談体制の充実をはじめとしたきめ細かな育児支援に取り組んでいく。

図表II-31 南砂子ども家庭支援センター・子育て支援担当課での通告・相談受案件数

(平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月)

	実質通告受案件数	
	世帯数	人数
南砂	79	110
支援担当課	65	110
計	144	220

注釈) 実質通告受案件数 虐待が疑われる事案として重複相談を除き対応した件数

図表II-32 虐待の重症度(人数)

	最重度	重度	中度	軽度	疑い	非該当
南砂(110人)	0	3	41	52	14	0
支援担当課(110人)	0	12	49	28	17	4
計(220人)	0	15	90	80	31	4

図表II-33 虐待者(重複有り)

	母親	父親	その他
南砂	95	19	3
支援担当課	87	44	4
計	182	63	7

### 関連個別計画

江東区次世代育成支援行動計画(平成 17 年 3 月)

\*平成 15 年 7 月「次世代育成支援対策推進法」の成立に伴い、自治体は次世代育成支援のための行動計画の策定と平成 17 年度からの実施が義務づけられた。プランでは、子育て支援策、地域の子育て力、親子の健康づくりなど、こどもと子育て家庭への総合的な支援計画を定めている。

## 1. 子育て支援、児童福祉

### (3) 区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成20年3月）」より）

#### a) 現在の状況・以前との比較

子育てに関する区民の評価では、現状において、「こどもが安全で健やかに育つ地域の環境」で「良い」が5.8%、「悪い」が13.0%、「子育て家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービス」で「良い」が5.1%、「悪い」が13.1%、「利用しやすい保育サービスの提供」で「良い」が2.8%、「悪い」が17.4%で、悪いとする評価が高くなっている。

一方、以前との比較においては、「こどもが安全で健やかに育つ地域の環境」で「良くなっている」が7.5%、「悪くなっている」が13.7%であるが、「子育て家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービス」で「良くなっている」が11.9%、「悪くなっている」が4.9%、「利用しやすい保育サービスの提供」で「良くなっている」が8.7%、「悪くなっている」が6.5%で、子育てに関する状況は改善されているとする評価が高くなっている。

特に、家族に中学卒業前のこどもがいる回答者の評価では、現状において、「こどもが安全で健やかに育つ地域の環境」で「良い」が7.4%、「悪い」が19.7%、「子育て家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービス」で「良い」が10.0%、「悪い」が21.8%、「利用しやすい保育サービスの提供」で「良い」が2.2%、「悪い」が33.2%で、悪いとする評価が高くなっている。一方、以前との比較においては、「こどもが安全で健やかに育つ地域の環境」で「良くなっている」が10.0%、「悪くなっている」が18.8%であるが、「子育て家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービス」で「良くなっている」が23.6%、「悪くなっている」が6.6%、「利用しやすい保育サービスの提供」で「良くなっている」が10.9%、「悪くなっている」が8.7%で、「子育て支援、児童福祉」に関する状況は改善されているとする評価が高くなっている。

図表II-34 現在の状況 回答率一覧<子育て支援、児童福祉関連項目>  
(回答者全体：N=1,302、家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者：N=229)

あなたの生活周辺環境	回答者	良い (%)	ふつ つ (%)	悪い (%)	無回 答 (%)
こどもが安全で健やかに育つ地域の環境	回答者全体	5.8	60.8	13.0	20.4
	家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者	7.4	65.5	19.7	7.4
子育て家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービス	回答者全体	5.1	58.8	13.1	23.0
	家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者	10.0	60.3	21.8	7.9
利用しやすい保育サービスの提供	回答者全体	2.8	57.0	17.4	22.7
	家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者	2.2	56.3	33.2	8.3

## 1. 子育て支援、児童福祉

図表II-35 以前との比較（4～5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて）  
 <子育て支援、児童福祉関連項目>  
 （回答者全体：N=1,302、家族に中学校卒業前の子どもがいる回答者：N=229）

あなたの生活周辺環境	回答者	良くなった（％）	変わらない（％）	悪くなった（％）	無回答（％）
子どもが安全で健やかに育つ地域の環境	回答者全体	7.5	55.5	13.7	23.3
	家族に中学校卒業前の子どもがいる回答者	10.0	61.6	18.8	9.6
子育て家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービス	回答者全体	11.9	57.4	4.9	25.8
	家族に中学校卒業前の子どもがいる回答者	23.6	59.0	6.6	10.9
利用しやすい保育サービスの提供	回答者全体	8.7	59.8	6.5	25.0
	家族に中学校卒業前の子どもがいる回答者	10.9	69.9	8.7	10.5

### b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている項目では、「子どもが安全で健やかに育つ地域の環境」が35.2%で、「子育て支援分野の平均優先度」20.0%を上回っている。

図表II-36 優先度結果一覧（N=1,302）<子育て支援分野>（ゴシック体は、子育て支援、児童福祉関連項目）

あなたの生活周辺環境	優先度（％）
子どもの心と身体、知力を育む学校教育環境	24.6
子どもを育む家庭や地域の教育力	14.0
子どもが安全で健やかに育つ地域の環境	35.2
子育て家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービス	13.2
利用しやすい保育サービスの提供	13.0
子育て支援分野の平均優先度	20.0

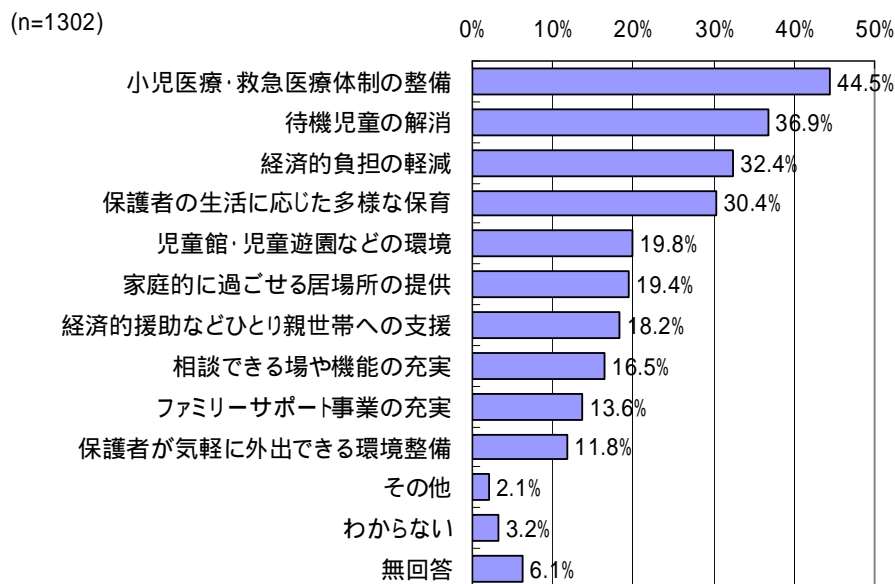
注釈）優先度：1番目に優先すべきとした回答割合（％）。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

### c) 重点的な取り組みが求められている施策

今後子どもたちを取り巻く環境の向上や、子育てをしている家族を支援するために重視する点は、「小児医療・救急医療体制の整備」（44.5%）に続き、「待機児童の解消」（36.9%）、「経済的負担の軽減」（32.4%）が高くなっている。特に、家族に中学卒業前の子どもがいる回答者では、「経済的負担の軽減」（53.3%）の回答率が最も高くなっている。

## 1. 子育て支援、児童福祉

図表II-37 こどもたちを取り巻く環境の向上や、子育てをしている家族を支援するために、重視すべき取り組み（あてはまるもの3つ以内を選択）



### (4) 課題

- ・延長保育や病後児保育の導入、ファミリーサポート事業、子育てひろば事業など、多様な子育て支援サービスの充実を図っている。しかし、江東区へ新たに転入してきた子育て世代や、初めて子育てをする若い保護者が、子育てに不安を感じないですむ環境作りをさらに整備する必要がある。
- ・保育所の待機児童の解消は、急ぎ解決すべき重要な課題である。認可保育所の整備については、大規模開発に伴うマンション内への整備、区有財産の活用、用地取得、民間活力の導入など様々な手法により取り組む必要がある。また、認証保育所の整備についても、多様な保育ニーズや低年齢児の待機児解消を図るため、積極的に取り組む必要がある。
- ・学童クラブや児童館の利用は活発であり、引き続き児童の健全育成と放課後の安全な居場所づくりのための環境を整備する必要がある。
- ・児童虐待の対応件数は、依然減少する兆候は見えない。社会全体の発見能力の向上と、関係機関の連携による素早い対応が必要である。
- ・子育て支援は、結婚、家族、仕事、近所付き合いといった生き方や考え方に根ざす部分が多い。このため、次世代育成支援行動計画後期計画の策定にあたっては、生活者である区民の意見を十分把握し策定する必要がある。
- ・臨海部など新たにまちづくりを進めている地域では、認可保育所・認証保育所など保育施設への入所希望者の急増が見込まれる。保育施設の整備を図ることが急務である。一方、既成市街地においても保育所待機児童が多く、区民の保育需要を満たすには至っていない。保育所から転換する形での認定こども園整備は、待機児問題の解決後の次の課題である。
- ・新たなまちづくりが行なわれている臨海部地域を中心とした区南部の大規模開発に対し、「こどもを育てやすい」環境を作るため開発の計画段階より積極的に発言していく必要がある。保育所、児童館、学童クラブなど施設整備については、将来を見越した計画的な整備に加え、マンション事業者の意識啓発と、積極的な協力が不可欠である。

## 2. 教育

### 2. 教育

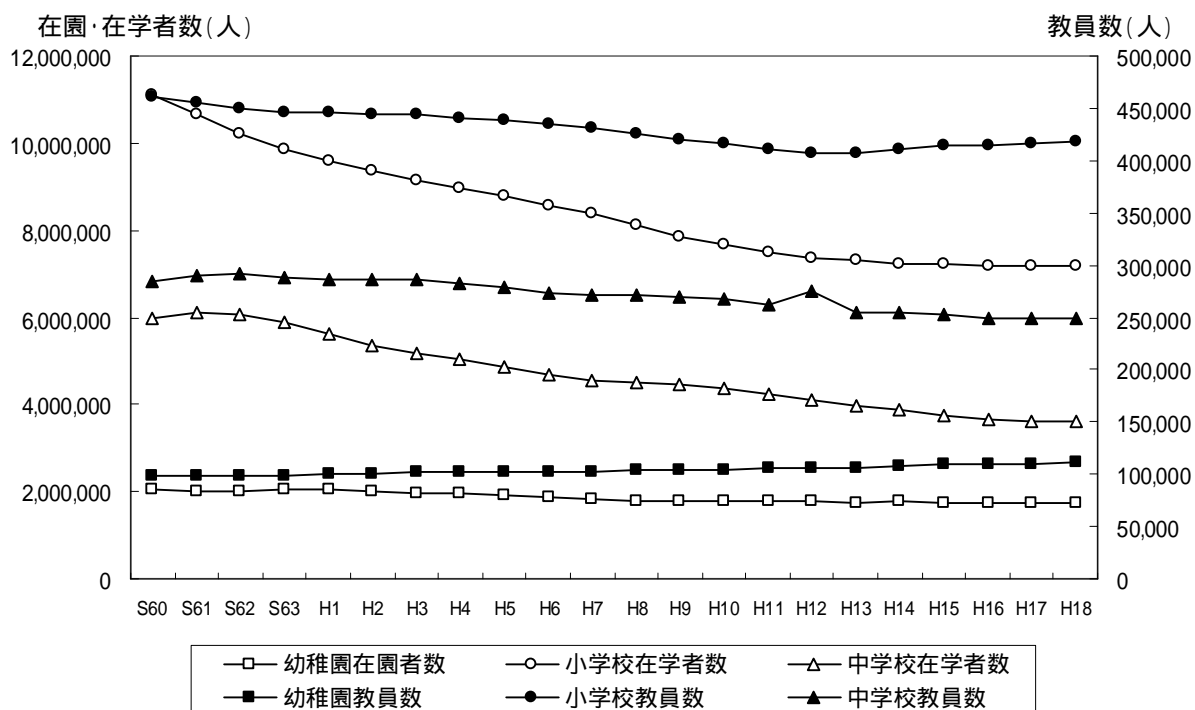
#### (1) 社会経済潮流

##### 在園・在学者像

##### a) 在園・在学者・教員数

平成 18 年の幼稚園在園者数は、1,726,518 人、小学校在学者数が 7,187,428 人、中学校が 3,601,528 人となっており、昭和初頭より一貫して減少している。これに対して、中学校教員数は微減傾向にあり、また、幼稚園、小学校の教員数は、微増もしくは横ばいとなっている。

図表 II-38 幼稚園、小・中学校の在園・在学者数・教員数の推移



資料) 文部科学省「学校基本調査報告書」より

##### b) 公立・私立別在園・在学者数

在園・在学者の公立・私立の別についてみると、小学校が 1%、中学校で 7%と低い、高等学校で 30%、幼稚園では 80%が私立の幼稚園・高等学校に在学している。



## 2. 教育

図表 II-39 公立・私立別在園・在学者数（平成18年5月1日現在）

区分		在学者数(人)				
		国立	公立	私立(A)	計(B)	私立の割合(A/B)
高等教育機関	大学	613,913	124,387	2,032,279	2,770,579	73.4%
	短期大学	592	11,723	187,608	199,923	93.8%
	高等専門学校	18,917	1,734	925	21,576	4.3%
	小計	633,422	137,844	2,220,812	2,992,078	74.2%
	高等専門学校	30,686	2,558	1,340	34,584	3.9%
	高等学校	8,844	2,447,387	1,038,282	3,494,513	29.7%
	中等教育学校	1,437	5,624	4,587	11,648	39.4%
	中学校	33,407	3,320,772	247,348	3,601,527	6.9%
	小学校	46,484	7,067,863	73,070	7,187,417	1.0%
	特殊教育諸学校	3,042	100,717	833	104,592	0.8%
	幼稚園	6,531	342,301	1,377,688	1,726,520	79.8%
	計	763,853	13,425,066	4,963,960	19,152,879	25.9%

資料) 文部科学省「学校基本調査報告書」より

### 学力の現状

OECD（経済協力開発機構）が、57ヶ国・地域の15歳生徒を対象に実施した学習到達度調査（PIISA）の結果、国際的位置付けはOECD加盟国30ヶ国中3位（前は2位）となっており、国際的に見て上位グループに位置している。

科学的リテラシーについては上位グループ、数学的リテラシーはOECD加盟国平均より高得点グループ、読解力では加盟国平均と同程度であった。

生徒への質問紙調査からは、科学への興味・関心や科学の楽しさを感じている生徒の割合が低く、観察・実験などを重視した理科の授業を受けていると認識している生徒の割合が低いとの結果が明らかになっている。

### 教育制度改革

#### a) 教育基本法・教育振興基本計画

平成18年、約60年ぶりに教育基本法が改正された。

改正された教育基本法のポイントは、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法の普遍的な理念を大切にしながら、時代の変化とともに大切にしている事柄について明確にしている。

また、生涯学習社会の実現、信頼される学校の確立、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力についても謳っている。

図表 II-40 新しい時代にふさわしい教育基本法



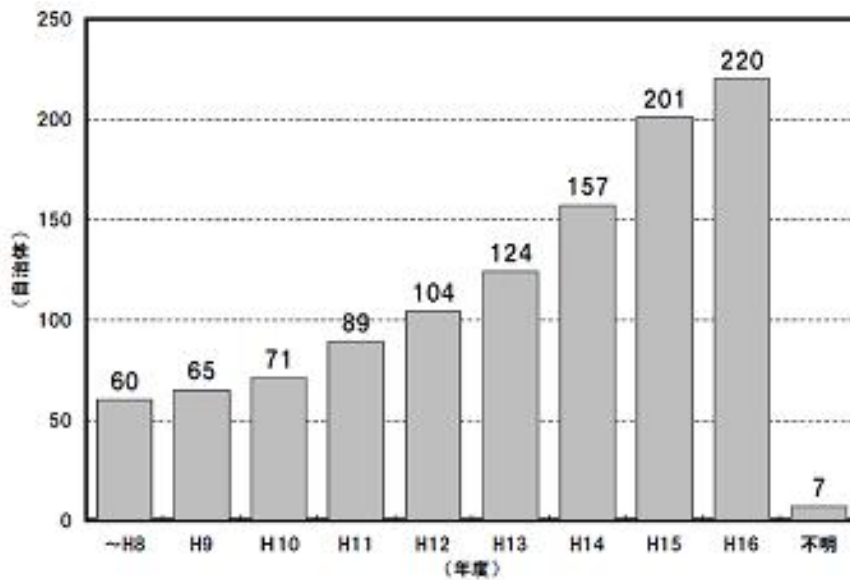
出典) 文部科学省ホームページ

b) 学校選択制

平成 17 年実施の調査によれば、小学校段階で学校選択制を導入しているのは 227 自治体 (8.8 パーセント)、実施を検討しているのは 150 自治体 (5.8%) となっている。また中学校段階で学校選択制を導入しているのは 161 自治体 (11.1%)、実施を検討しているのは 138 自治体 (9.5%) であった。

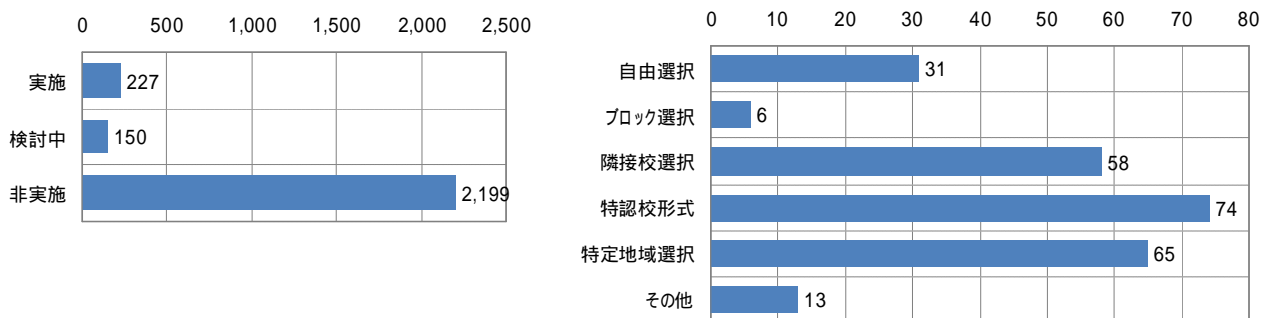
## 2. 教育

図表 II-41 小学校入学時の学校選択制の導入時期（累計）



出典) 文部科学省「小・中学校における学校選択制等の実施状況について（調査結果の概要）」（平成17年3月）

図表 II-42 小学校入学時の学校選択制の内容



注釈) 自由選択制：当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

ブロック選択制：当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

隣接区域選択制：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

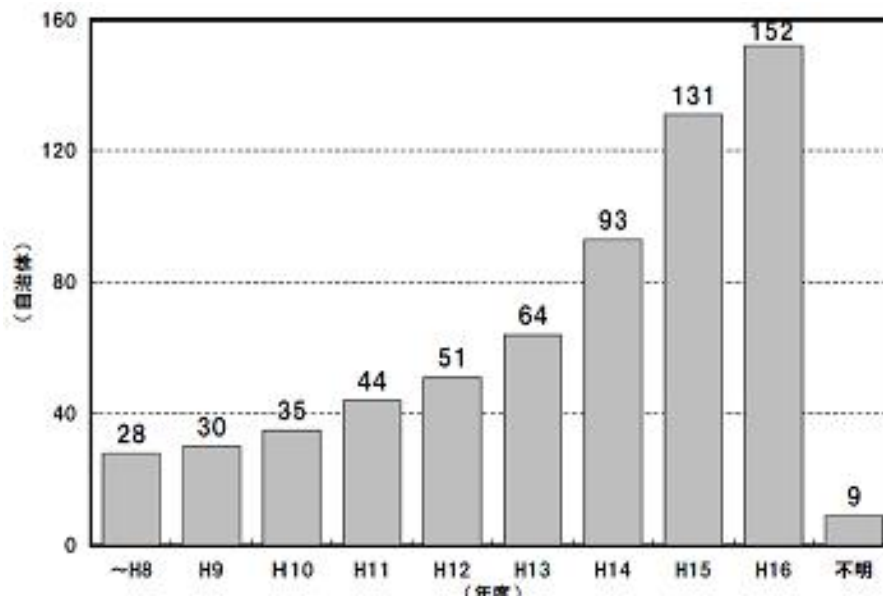
特認校制：従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

特定地域選択制：従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるもの

資料) 文部科学省「小・中学校における学校選択制等の実施状況について（調査結果の概要）」（平成17年3月）より

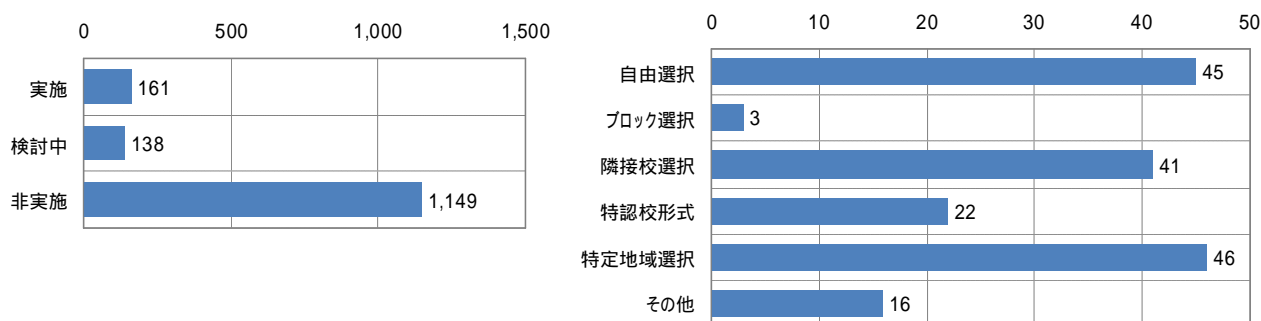
## 2. 教育

図表 II-43 中学校入学時の学校選択制の導入時期（累計）



出典) 文部科学省「小・中学校における学校選択制等の実施状況について（調査結果の概要）」（平成17年3月）

図表 II-44 中学校入学時の学校選択制の内容



注釈) 自由選択制：当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

ブロック選択制：当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

隣接区域選択制：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

特認校制：従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

特定地域選択制：従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるもの

資料) 文部科学省「小・中学校における学校選択制等の実施状況について（調査結果の概要）」（平成17年3月）より

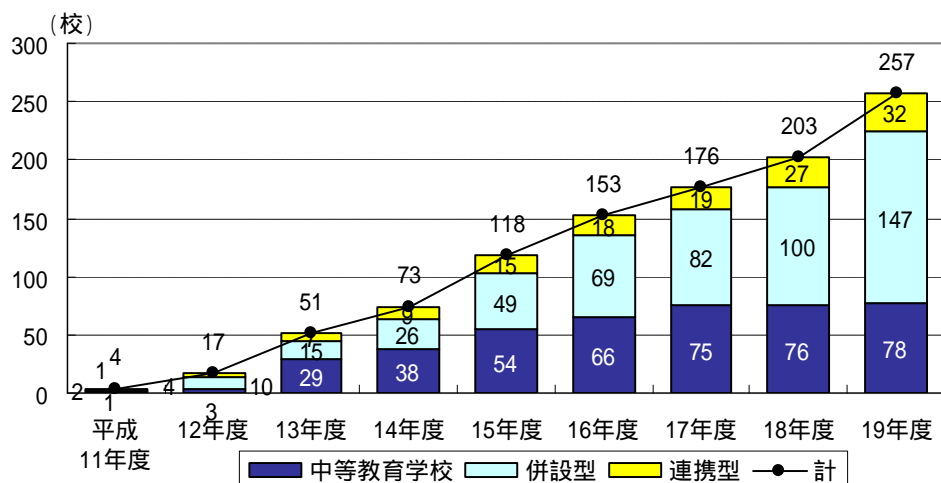
### c) 中高一貫教育

平成18年度の203校と比較して54校増加し、平成19年度現在257校となった。また、公立の中高一貫教育校が設置されている県は43都道府県であり、そのうちの36都道府県においては複数校が設置されている。

平成20年度以降に設置が予定されている中高一貫教育校は34校（中等教育学校8校、併設型23校、連携型1校、設置形態未定2校）となっている。

## 2. 教育

図表 II-45 中高一貫校の推移



注釈) 中等教育学校：一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの  
併設型の中学校・高等学校：高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの  
連携型の中学校・高等学校：既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの  
資料) 文部科学省「各都道府県等における中高一貫教育校の設置・検討状況について」(平成19年8月)より

### 学校づくり

#### a) 学校評価

「小学校設置基準」(文部科学省令)などにに基づき、平成14年4月より、小学校、中学校、高等学校、幼稚園等は、自己評価を実施して結果を公表する努力義務が課されている。実施状況は、平成17年度間の自己評価は97.9%の学校が、また外部評価・アンケート等の実施についても83.7%が実施している。ただし、公表については、自己評価、外部評価・外部アンケート等実施校いずれも低下することを踏まえ、学校評価の推進のために必要な方策等に関する検討を行うことによる評価の定着と学校教育の質の保障に向けた取組みが推進されている。

図表 II-46 学校評価の実施

【公立学校】 全公立学校数	自己評価実施				【公立学校】 全公立学校数	外部評価・外部アンケート等実施			
	学校数		割合			学校数		割合	
	平成17年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度		平成17年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度
幼稚園 (5,312校)	4,564	4,459	85.9%	81.5%	幼稚園 (5,312校)	3,202	2,450	60.3%	44.8%
小学校 (22,460校)	22,383	22,739	99.7%	99.2%	小学校 (22,460校)	19,861	19,426	88.4%	84.7%
中学校 (10,169校)	10,140	10,256	99.7%	98.9%	中学校 (10,169校)	8,757	8,590	86.1%	82.8%
高等学校 (4,081校)	4,041	3,913	99.0%	95.8%	高等学校 (4,081校)	3,368	3,131	82.5%	76.7%
中等教育学校 (8校)	8	6	100.0%	85.7%	中等教育学校 (8校)	7	5	87.5%	71.4%
盲・聾・養護学校 (939校)	934	901	99.5%	97.2%	盲・聾・養護学校 (939校)	791	716	84.2%	77.2%
合計 (42,969校)	42,070	42,274	97.9%	96.5%	合計 (42,969校)	35,986	34,318	83.7%	78.4%

出典) 文部科学省「学校評価及び情報提供の実施状況調査結果の概要(平成17年度間 調査結果)」  
(平成19年3月)

## 2. 教育

図表 II-47 学校評価の公表

	公立学校	国立学校	私立学校
自己評価	58.3%	62.8%	24.0%
外部評価・外部アンケート等	87.0%	83.9%	49.4%
外部評価	69.7%	55.2%	43.6%

資料) 文部科学省「文部科学白書 2006」より

### b) 学校評議員制度

学校評議員制度は、教育委員会に学校評議員として委嘱された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べるものである。この制度を活用することにより、学校は

学校運営に関する保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること

学校運営に保護者や地域住民の協力を得ること

学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくこと

が期待されている。

公立学校における学校評議員の設置状況は、年々増加傾向にあり、平成 18 年度に学校評議員を設置している公立学校は 82.3%であった。

図表 II-48 学校評価の公表

		公立学校		国立学校	
		設置校数	割合	設置校数	割合
内 訳	合計	35,042	82.3%	262	100%
	幼稚園	1,860	35.5%	50	100%
	小学校	19,619	88.2%	73	100%
	中学校	8,944	88.5%	76	100%
	高等学校	3,728	92.4%	16	100%
	中等教育学校	14	100%	2	100%
	盲・聾・養護学校	877	94.0%	45	100%

出典) 文部科学省「文部科学白書 2006」

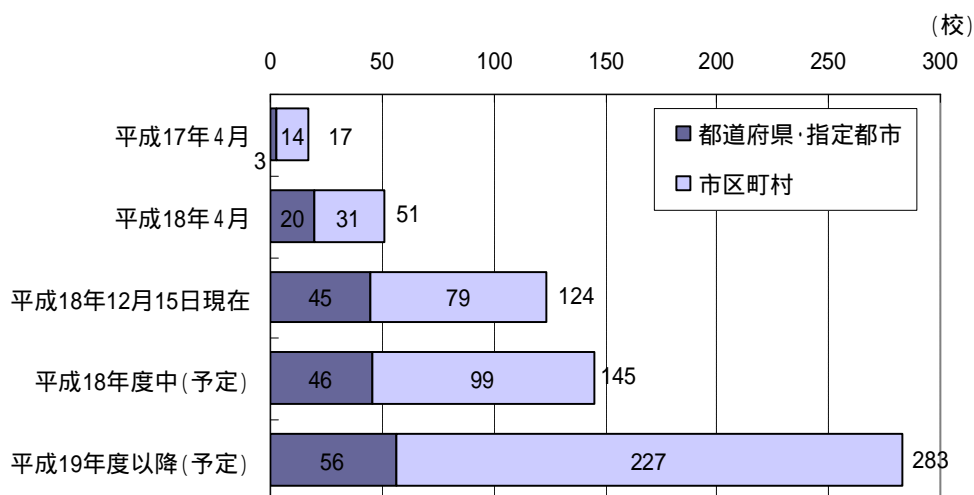
### c) 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)

平成 16 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され (同年 9 月に施行)、「学校運営協議会制度 (「コミュニティ・スクール」)」が創設された。

学校運営協議会は、全国すべての地域の公立学校に設置することが可能で、同協議会が設置された「コミュニティ・スクール」では、学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って、学校運営に参画することが可能となる。

## 2. 教育

図表 II-49 公立学校における学校運営協議会制度（「コミュニティ・スクール」）の指定（予定）状況



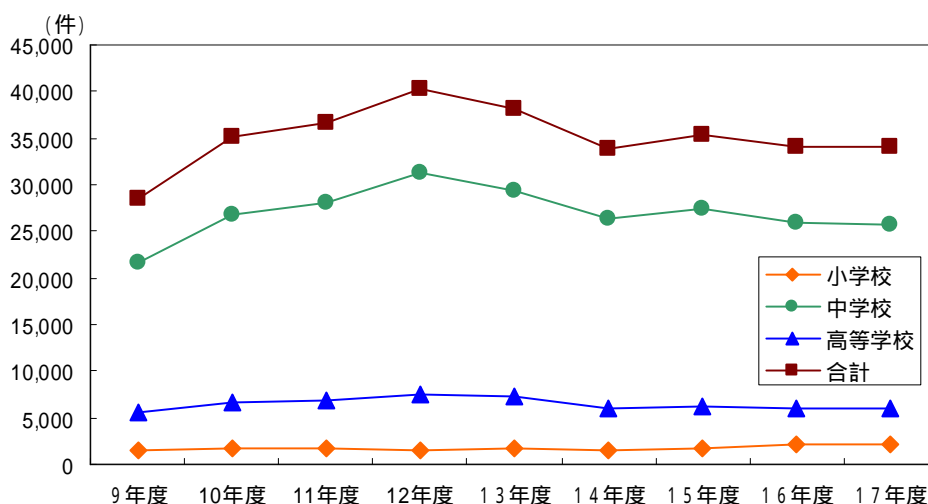
資料) 文部科学省「文部科学白書 2006」より

### 学校における諸問題

#### a) 学校内における暴力行為

平成 17 年度に全国の公立小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊）の発生件数は、34,018 件（学校内で発生したものが全学校の 15.4%に当たる 5,720 校、3 万 283 件、学校外で発生したものが全学校の 6.3%に当たる 2,324 校において 3,735 件）となっている。平成 16 年度と比べると、発生件数は同程度で、中学校が約 200 件減ったにもかかわらず、その分高等学校、小学校での発生件数が増加した。

図表 II-50 学校内における暴力行為発生件数の推移



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
小学校	1,432	1,706	1,668	1,483	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176
中学校	21,585	26,783	28,077	31,285	29,388	26,295	27,414	25,984	25,796
高等学校	5,509	6,743	6,833	7,606	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046
合計	28,526	35,232	36,578	40,374	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018

資料) 文部科学省「文部科学白書 2006」より

## 2. 教育

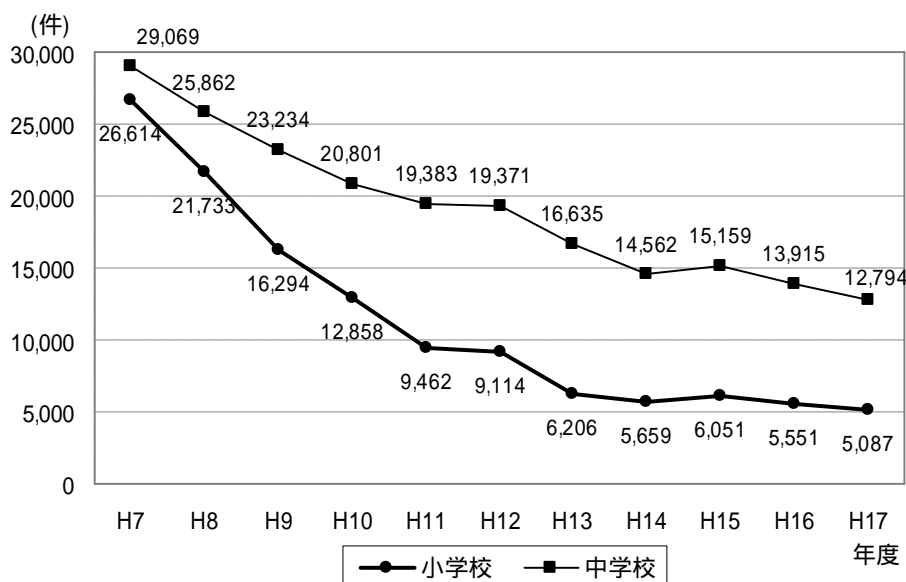
平成 19 年 11 月、新たに発表された暴力行為の発生件数は、44,621 件（内訳は、小学校：3,803 件、中学校：30,564 件、高等学校：10,254 件）であり、前年に比較して件数が著しく増加している。しかし、これは、平成 18 年度から公立学校に加えて、国私立学校も調査対象に加えたことにも起因している。

### b) いじめ

平成 17 年度における全国の公立小・中学校におけるいじめの発生件数は、各々 5,087 件、12,794 件であり減少傾向を示していた。しかし、現行調査方法ではいじめの実態を把握できていないとの指摘を受け、平成 18 年度調査で、いじめの定義を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義を変更している。

また、調査対象を国・公・私立学校を調査対象とするとともに、中等教育学校も調査対象に加えたことによって、平成 18 年度（平成 19 年 11 月発表）のいじめ発生件数合計は 124,898 件（内訳は、小学校：60,897 件、中学校：51,310 件、高等学校：12,307 件、特殊教育諸学校：384 件）となった。

図表 II-51 いじめの発生件数の推移



資料) 文部科学省「平成 17 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

### c) 不登校

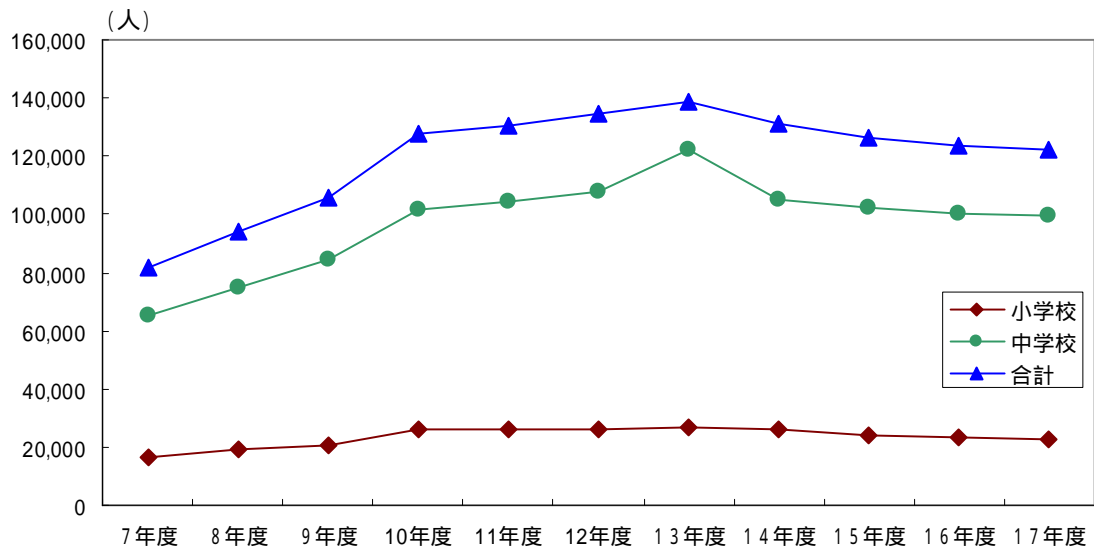
平成 17 年度に、「不登校」を理由に年間 30 日以上学校を欠席した児童生徒数は、全国の国公私立小・中学生合わせて 122,287 人で 4 年連続減少しているが、引き続き教育上の大きな課題となっている。

平成 17 年度の「いじめ」の定義は、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」としていた。



## 2. 教育

図表 II-52 不登校児童生徒数の推移



	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
小学校	16,569 0.20	19,498 0.24	20,765 0.26	26,017 0.34	26,047 0.35	26,373 0.36	26,511 0.36	25,869 0.36	24,077 0.33	23,318 0.32	22,709 0.32
中学校	65,022 1.42	74,853 1.65	84,701 1.89	101,675 2.32	104,180 2.45	107,913 2.63	122,211 2.81	105,383 2.73	102,149 2.73	100,040 2.73	99,578 2.75
合計	81,591 0.63	94,351 0.75	105,466 0.85	127,692 1.06	130,227 1.11	134,286 1.17	138,722 1.23	131,252 1.18	126,226 1.15	123,358 1.14	122,287 1.13

注釈) 上段は不登校児童生徒数(人)、下段は全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合(%)  
資料) 文部科学省「文部科学白書 2006」より

## 2. 教育

### (2) 江東区の現状

#### 現状

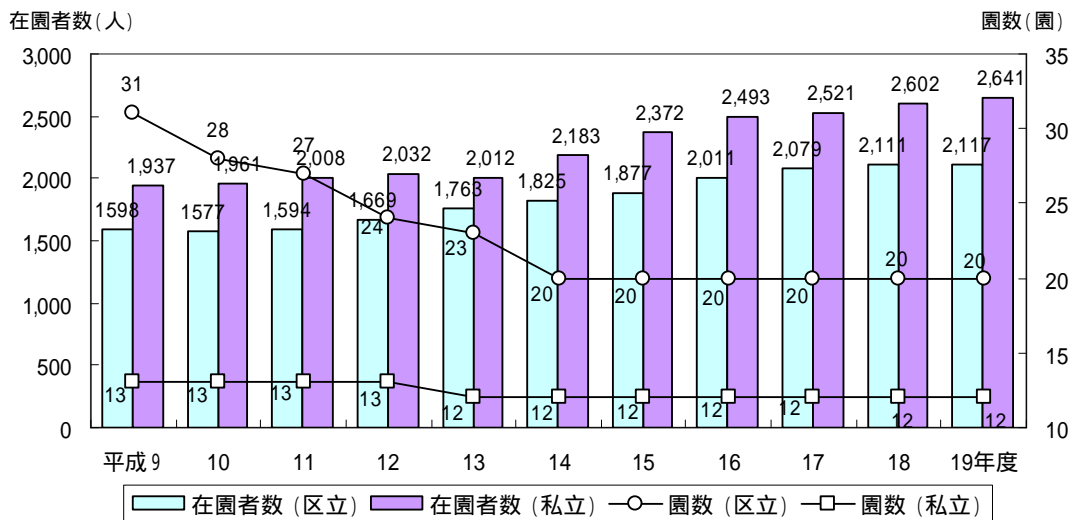
#### a) 幼稚園・小学校・中学校

#### a.1. 幼稚園

昭和56年度までに区立幼稚園31園を整備したが、その後園児数が減少したことから、平成9年、教育委員会が「区立幼稚園統廃合計画」を策定し、幼児教育を実践するために適正な規模の幼稚園の配置・整備に努めてきた。

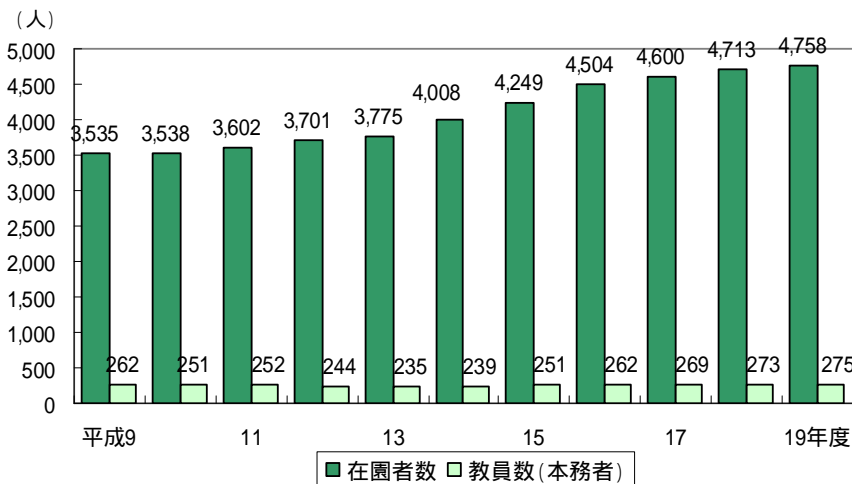
一方、転入者数の増加等の社会情勢の変化に伴って入園園児数は、平成9年以降、緩やかに増加を続けており、平成19年度の私立幼稚園12園、区立幼稚園20園の入園者総数は4,758人となっている。平成9年度以降在園者数は増加しているが、教員数は240～270人程度で推移している。

図表II-53 区立・私立幼稚園園児数と園数の推移



資料) 文部科学省「学校基本調査報告書」より

図表II-54 幼稚園の在園者数・教員数の推移



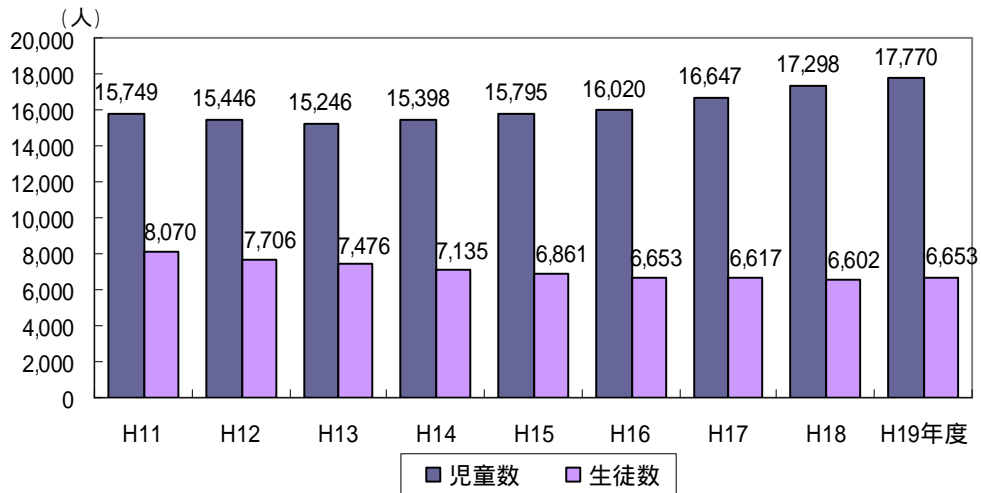
資料) 各年とも文部科学省「学校基本調査報告書」より

## 2. 教育

### a.2. 小学校・中学校

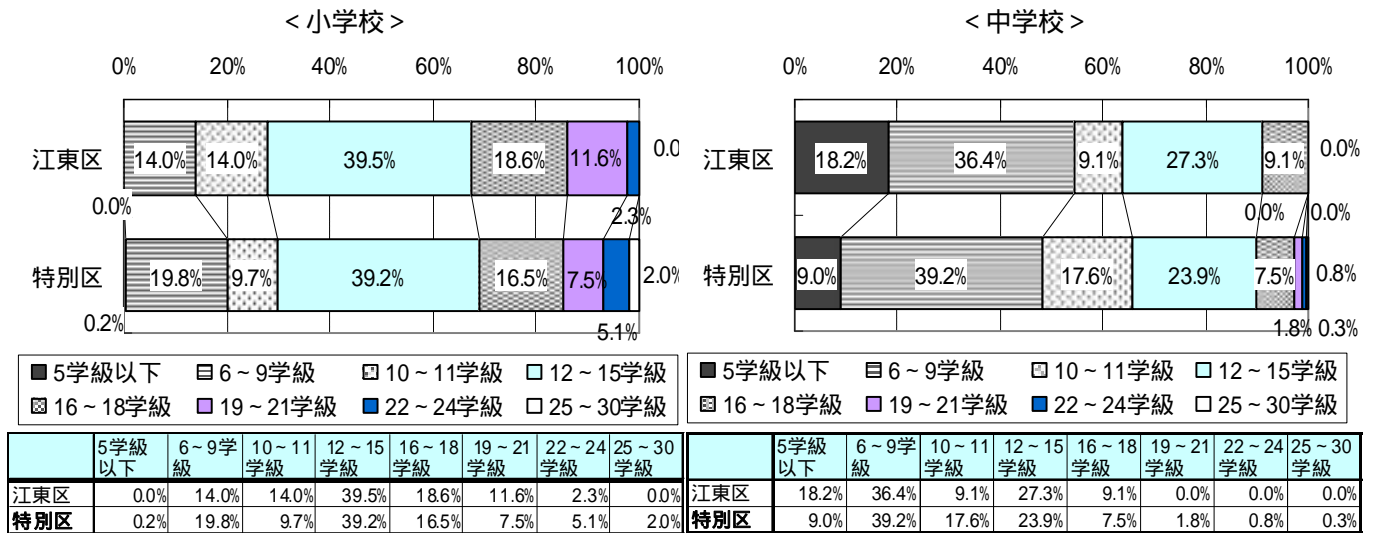
区立小学校の児童数は、平成13年度以降増加基調にあり、区立中学校生徒数は平成16年度以降6,600人程度で推移している。なお、学級数が5学級以下の小規模校は、小学校にはないが、中学校では平成19年度に4校となっている。

図表II-55 区立小中学校の児童・生徒数の推移



資料) 文部科学省「学校基本調査報告書」より

図表II-56 学級数別学校数



資料) 文部科学省「学校基本調査報告書」より

## 2. 教育

---

### b) 江東区の教育目標及び教育方針

#### b.1. わかる授業で、学力の向上

##### 基礎・基本の徹底

幼稚園、小学校、中学校を通じて、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るため、小学校における教科担任制や少人数学習・チームティーチングなど、各学校が創意工夫し、子どもたち一人一人に応じた指導を進めていく。

##### 個に応じた教育の充実

こどもの個性に応じた多様な教育を推進するため、習熟度別・課題別等の授業や興味・関心に応じた学習指導、体験的な学習や問題解決的な学習などを積極的に取り入れ、教育内容の工夫・改善に努め、個性や創造力を伸ばす教育を推進していく。

また、心身に障害のある子どもが能力や特性を最大限発揮できるよう指導の充実を図るとともに、LD・ADHDなど特別な教育的支援が必要な子どもに対しても一人一人の状態に応じた配慮ある教育を実践していく。

##### 教育内容の改善・充実

江東区が先取的に取り組んできた「伝統・文化・地域を素材にした教育」「国際理解教育」「情報教育」や社会の急激な変化に関わる現代的な課題について、子どもたちが興味・関心をもって、自ら考え、問題解決を図ることのできる資質や能力を身に付けるよう、小学校からの英語教育や外国人との交流事業、情報教育の推進を図っていく。

#### b.2. 学校・家庭・地域の連携

##### 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育の振興のため、学習・交流の機会提供や多様な資料・情報の提供に努めるとともに、幼児教育の充実の観点から、幼稚園を地域の幼児教育の核として位置づけ、関連機関と連携して、保護者の啓発に努める。また、地域の教育力の基盤である地域コミュニティを形成するために、学校や区立図書館等教育施設の機能の充実を図り、地域活動への支援を強化していく。

##### 健全育成の推進

いじめや不登校、非行問題等を根絶し、こどもの健全育成を図っていくことが必要である。そのために、様々な体験学習や交流の促進による心の教育の推進、問題行動をとる児童・生徒や保護者への心のケア、さらに家庭や学校の情報交換や地域を含めた関係機関の連携強化によって、地域が特色を生かした教育活動を展開し、地域に根ざした健全育成を進めていく。

教育センター事業として、児童・生徒、保護者に対し、こどもの教育に関わる問題について教育相談員等が面接や電話による相談を受け付けている。

これまでの実績では、面接相談件数は増加基調にあり、平成18年度の面接相談実績は新規相談件数を含み347件となった。相談内容については、不登校が3分の1を占めている。

平成15年度にスクールカウンセラーを全中学校に配置済みであり、学校を巡回して不登校の相談・助言する適応相談、不登校児童・生徒を学校に復学させるためのブリッジスクール（適応指導教室）の設置も行っている。

## 2. 教育

図表II-57 教育相談支援事業

単位：件

		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
面接相談	面接相談件数	115	96	131	131	122	225	241	267	94	117
	新規相談件数	-	-	-	-	-	-	-	-	226	230
医学相談		-	-	-	-	-	-	-	-	41	42
なやみいつでも電話相談		347	363	372	269	251	181	219	180	177	126

注釈) は次年度へ継続した件数

図表II-58 平成18年度教育相談件数の多いもの

	第1番	第2番	第3番
面接相談	不登校 104件(32.1%)	落ち着きなし 53件(16.4%)	集団不適応 31件(9.6%)
医学相談	落ち着きなし 17件(40.5%)	不登校 10件(23.8%)	自閉傾向 4件(9.5%)
電話相談	その他 28件(22.2%)	教師関係 23件(18.3%)	家族関係 19件(15.1%)

学校におけるいじめ・不登校児童・生徒数の推移で、学校でのいじめは、小学校・中学校とも発生が続き、予防的・相談的な生活指導の推進が必要となっている。また、不登校については、平成18年度、前年に比べ17人の増となっており、出現率で見ると、平成17年度4.02、平成18年度4.01でほぼ横ばいとなっている。

教育センターの面接相談事業の中でも不登校は最も多い相談件数があり、予防的措置の充実、不登校になった場合の早期復帰への相談・指導等の充実が必要である。

図表II-59 いじめの発生状況

		学校数	件数	1校当たり件数
小学校	平成14年度	2	2	0.05
	平成15年度	10	17	0.39
	平成16年度	9	14	0.33
	平成17年度	7	9	0.20
	平成18年度	22	78	1.81
中学校	平成14年度	7	16	0.70
	平成15年度	11	24	1.09
	平成16年度	12	22	1.00
	平成17年度	8	13	0.59
	平成18年度	17	54	2.45

注釈) いじめの定義で、平成18年度より「継続的に」「弱い立場のものに対して」という要件がなくなったため、件数が急増している。

図表II-60 不登校児童・生徒数

単位：人

		不登校児童・生徒数
小学校	平成 15 年度	64
	平成 16 年度	63
	平成 17 年度	64
	平成 18 年度	61
中学校	平成 15 年度	232
	平成 16 年度	263
	平成 17 年度	266
	平成 18 年度	286

### 開かれた学校づくり

学校評議員会などにより、保護者や地域住民の学校運営への参画を求めるとともに、学校公開により、学校の教育方針や教育内容を保護者や地域に広く公開するなど、開かれた学校づくりをより一層推進する。また、学校は区民の共通財産であるとの認識に立ち、こどもたちの居場所づくりをめざし、学校施設・機能の一層の開放を進める。

### b.3. 安心して通える学校づくり

#### 教員の資質の向上

校内研修の活性化、異校種間の合同研修、学校・行政の交流研修、区内民間企業への派遣研修等、多様な教育課題に適切に対応できるよう、教職員研修体系の整備・充実に努めるとともに、人事考課制度による教育目標の達成度等の適切な評価により、教職員の資質・能力の向上を図る。

#### 学校支援体制の充実

開かれた学校づくり、特色ある教育活動をはじめとする学校の自主性、自律的な取り組みを支援し、推進する体制を整備し、また、いじめ等ますます多様化する学校教育の諸課題に対して、学校関係者以外の人材や、家庭、地域及び関連諸機関が連携して、問題解決に努めていく。さらに、教育相談機能の充実や教育センターの役割等の見直しや改善を進める。

#### 教育環境・条件の整備・充実

学校における特色ある教育活動や高度情報化等の現代的課題に対応するために、教育施設・設備の改善を進め、安全で良好な教育環境を確保していく。また、教育制度の改革や社会環境の変化に伴う学校の適正配置の検討、さらに、地域の教育の核としての学校施設の活用や地域防災拠点としての整備充実に努める。

### c) 江東区の教育改革

#### c.1. 21 世紀における江東区の教育のあり方を考える懇談会

平成 12 年 6 月、区長から「21 世紀における江東区の教育のあり方について」の諮問を受け設置された。諮問のテーマは、(1)特色ある江東区の教育づくり、学校づくり、(2)いじめ、不登校などのない江東区の学校づくり、地域づくりで、平成 13 年 3 月に提言を提出した。

c.2. 江東区教育問題懇談会

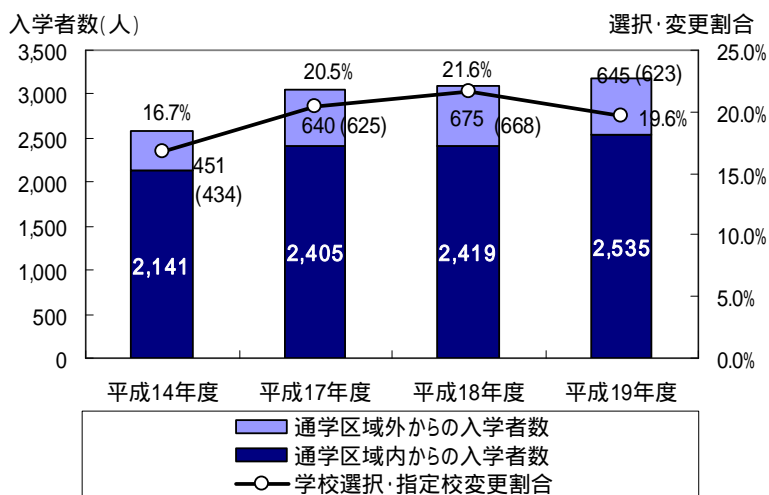
平成 16 年 12 月、区長の私的機関として設置され、教育にかかる今日的課題、特に本区教育委員会において検討が進められている二学期制を含めた児童・生徒の学力向上策などについて意見を求められ、平成 17 年 3 月に報告書をまとめた。

c.3. 学校選択制度

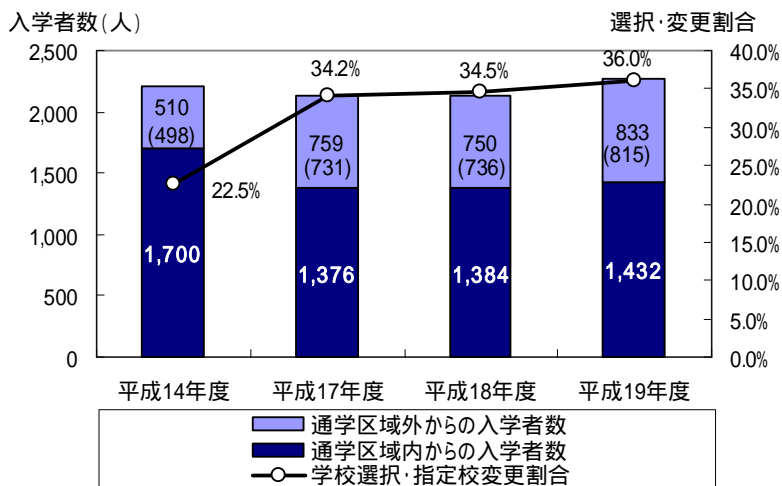
通学区域の弾力的運用を図ることにより、こどもに適した学校を選択できるようにするとともに、開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりと学校の活性化を促進することを目的とした。これまでは居住する地域によって指定校が定められていたが、指定校以外の区内全ての学校から選択できる制度で平成 14 年 4 月入学の小中学校の新 1 年生から実施した。学校選択により入学する割合は、平成 17 年度以降、指定校変更も含めると小学校では 20%程度、中学校では 35%を超え、平成 14 年度に比べるとその割合の増加が顕著である。

図表II-61 通学区域内外の入学者数

< 小学校 >



< 中学校 >



注釈) ( ) は区域外の人数のうち学校選択指定校変更人数

## 2. 教育

---

### c.4. 二学期制

学校週五日制となって授業日数が減少した中で、基礎・基本の確実な定着を図るためには、授業時間を確保する必要があった。そのため、平成 18 年度から二学期制を導入し、授業時間数の確保とともに、長期休業中も学習意欲を継続させつつ、計画的学習が行われるようにした。

#### 関連個別計画

提言「21 世紀における江東区の教育のあり方を考える懇談会」（平成 13 年 3 月）

- \* 21 世紀における教育の江東に向けて、子どもたちの姿としては「地域を愛し、郷土に誇りをもち、世界にはばたく子どもたち」、また学校の姿としては「明日も行きたくなる学校」などを掲げた。諮問のテーマ（1）特色ある江東区の教育づくり、学校づくりに対しては、学校・家庭・地域で子どもを育てる教育として 12 項目、21 世紀を迎え、世界の人々と生きる子どもを育てる教育として 6 項目、また（2）いじめ、不登校などのない江東区の学校づくり、地域づくりのテーマに対しては 3 項目、さらにこれからの学校・教師・行政についても 5 項目の提言を行い、江東区が全国・全都に先駆けて、大胆かつ清新に施策を推進することを求めている。

教育改革江東・アクションプラン 21（平成 14 年 3 月）

- \* 「21 世紀における江東区の教育のあり方を考える懇談会」の提言を受け、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、新時代にふさわしい教育の実現に向けた、具体的な施策として実現化することを目指し策定した。中長期的な展望に立つ教育改革の推進計画として、「教育の江東づくり」を目指し、真の学力と生きる力を身に付けた心豊かな子どもを育み、文化や伝統、「水彩都市」としての江東区の特性を生かした 21 世紀にふさわしい教育の実現を目標とした。性格は、江東区基本構想に基づく長期基本計画の分野別計画として位置づけられ、江東区教育委員会の教育目標を達成するための事業実施計画であり、期間は平成 13 年度を起点とし、平成 22 年度までの 10 年間、体系として、3 つの柱と 9 つの展開で構成されている。

江東区教育問題懇談会報告書（平成 17 年 3 月）

- \* 豊かな人間性を育むための心の教育を重視し、確かな学力を定着させることを目指して、教師の授業力・指導力の向上、区独自の学力調査の実施、小学校教科担任制に伴う専門教師の配置等学校への人的支援策についての提言の他、区内大学との連携や地域人材の活用など地域による学校づくりの推進、土曜・長期休業中の体験学習等の拡大、さらに二学期制や学校施設の整備充実など教育環境の整備についても提言している。



## 2. 教育

### (3) 区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成20年3月）」より）

#### a) 現在の状況・以前との比較

教育に関する区民の評価では、現状においては、「こどもの心と身体、知力を育む学校教育環境」で「良い」が3.5%、「悪い」が11.4%、「こどもを育む家庭や地域の教育力」で「良い」が2.9%、「悪い」が15.6%で、悪いとする評価が高くなっている。

一方、以前との比較においては、「こどもの心と身体、知力を育む学校教育環境」で「良くなっている」が8.6%、「悪くなっている」が12.0%、「こどもを育む家庭や地域の教育力」で「良くなっている」が4.9%、「悪くなっている」が14.1%で、教育に関する状況は悪化しているとする評価が高くなっている。

特に、家族に中学卒業前のこどもがいる回答者の評価では、現状においては「こどもの心と身体、知力を育む学校教育環境」で「良い」が4.8%、「悪い」で18.3%、「こどもを育む家庭や地域の教育力」で「良い」が4.8%、「悪い」が18.3%で、悪いとする評価が高くなっている。また、以前との比較においては、「こどもの心と身体、知力を育む学校教育環境」で「良くなっている」が10.9%、「悪くなっている」が11.4%、「こどもを育む家庭や地域の教育力」で「良くなっている」が8.3%、「悪くなっている」が11.8%で、教育に関する状況は悪化しているとする評価が高くなっている。

図表II-62 現在の状況 回答率一覧<教育関連項目>  
(回答者全体：N=1,302、家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者：N=229)

あなたの生活周辺環境	回答者	良い (%)	ふつ う (%)	悪い (%)	無回 答 (%)
こどもの心と身体、知力を育む学校教育環境	回答者全体	3.5	64.1	11.4	21.0
	家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者	4.8	69.9	18.3	7.0
こどもを育む家庭や地域の教育力	回答者全体	2.9	60.4	15.6	21.0
	家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者	4.8	69.4	18.3	7.4

図表II-63 以前との比較（4～5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて）  
<教育関連項目>（回答者全体：N=1,302、家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者：N=229）

あなたの生活周辺環境	回答者	良 くな った (%)	変 わ ら な い (%)	悪 くな った (%)	無回 答 (%)
こどもの心と身体、知力を育む学校教育環境	回答者全体	8.6	55.4	12.0	24.0
	家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者	10.9	68.6	11.4	9.2
こどもを育む家庭や地域の教育力	回答者全体	4.9	57.0	14.1	24.0
	家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者	8.3	69.9	11.8	10.0

## 2. 教育

### b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「こどもの心と身体、知力を育む学校教育環境」が24.6%で「子育て支援分野の平均優先度」20.0%を上回っている。

図表II-64 優先度結果一覧 (N=1,302) <子育て支援分野> (ゴシック体は、教育関連項目)

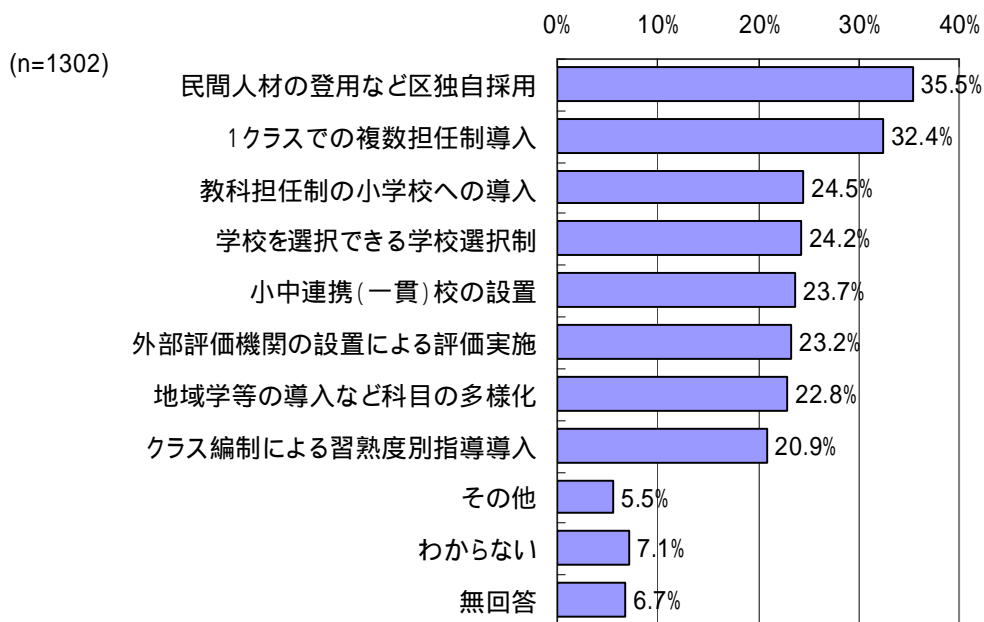
あなたの生活周辺環境	優先度 (%)
こどもの心と身体、知力を育む学校教育環境	24.6
こどもを育む家庭や地域の教育力	14.0
こどもが安全で健やかに育つ地域の環境	35.2
子育て家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービス	13.2
利用しやすい保育サービスの提供	13.0
子育て支援分野の平均優先度	20.0

注釈) 優先度：1番目に優先すべきとした回答割合 (%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

### c) 重点的な取り組みが求められている施策

今後区が進める小中学校の教育力向上において重視すべき点において、「民間人材の登用など区独自採用」(35.5%)、「1クラスでの複数担任制導入」(32.4%)の回答率が高くなっている。特に、家族に中学校卒業前のこどもがいる回答者では、「1クラスでの複数担任制導入」の回答率が最も高くなっている。

図表II-65 区内小中学校の教育力を向上していくために、重視すべき取り組み (あてはまるもの3つ以内を選択)



## 2. 教育

### (4) 課題

- ・学校教育の大きな役割である基礎・基本の定着と確かな学力の向上のために、これまでも少人数授業の実施や二学期制の導入による授業時数の増加等の教育改革に取り組んできた。また、土曜日や夏季休業中の補習教室も行ってきたが、今後は家庭での学習習慣が身に付いていない等の児童・生徒を支援するための、土曜日や放課後などの補習教室の充実・継続による学力の向上、あわせて不登校防止のためにも教育改革の一層の推進が必要である。教員に加えて人的支援も求められるが、何よりも教員一人一人の授業力・指導力の向上が欠かせない。そのためには小学校での教科担任制を行うことや小中学校教育研究会での様々な研修などを通して、教員の資質の向上を図っていくことが必要である。さらに平成19年度から始まったLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある児童・生徒も含めた特別支援教育では、一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、対象者の増加などに対しても適切に対応していくことが必要である。
- ・入学したばかりの小学校一年生が集団行動を取れない、授業中に座ってられない、人の話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状況、いわゆる「小1プロブレム」であるが、こうした現状から今後、幼児教育施設から小学校への滑らかな接続を図る取り組みが必要である。また、同様に小学校から中学校への進学に伴い、授業がわからないなど、いわゆる「中1ギャップ」もあり、その防止のためにも、小学校から中学校への接続を図る取り組みが必要である。
- ・児童・生徒の不登校対策として、教育センターのブリッジスクール（適応指導教室）や相談学級による学校復帰に向けた指導を進めるとともに、同センターのスクーリングサポートセンター（SSC）において、臨床心理士等によるカウンセリングを実施してきた。ブリッジスクールは、学校復帰に対する効果が期待できるものの、通ってくるために要する時間や、今後対象者の増加が見込まれることなどから、適切な施設数が必要である。また臨床心理士についても、学校（園）からの要請に応じられるように人材及び人数の確保が必要である。
- ・児童生徒の健全育成のために部活動が果たす役割は決して小さくなく、部活動の一層の振興が求められる。そのためには、まず各学校の教員が顧問として指導する際の支援の充実が必要である。次に、実際に技術指導にあたる教員の不足を補うための地域人材等外部指導員の確保、さらに小学校高学年段階からの優秀選手の育成や、こどもの数が少ない小規模校への支援等が求められる。
- ・学校は義務教育施設であり、特に南部地域で人口が急増しているが収容対策は確実に進めていかなければならない。そのための学校施設の整備、あわせて築年数の経過による計画的な改築、及び必要な改修等施設の整備を進めていく必要がある。また児童・生徒が安全な学校生活を送るための防犯カメラや電気錠などの整備、緊急通信放送システムの導入など、学校施設内の安全対策、登下校時の安全対策など、更なる充実が求められている。
- ・認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に実施し、また全ての子育て家庭を対象にした子育て相談や交流の場としての機能を持っている。今後、特に南部地域の幼稚園需要に応えるとともに、保育所の待機児対策の一つとしても認定こども園の整備が求められる。また区立幼稚園においては、幼児教育はもとより地域の子育て家庭に対する様々な支援に取り組んで

## 2 . 教育

---

いく必要がある。

- ・学校評価に関しては、各学校が自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る必要がある。さらに、学校の自己評価及び学校評議会や保護者など学校関係者による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める必要がある。